

業 務 概 要

平成 30 年度版（平成 29 年度実績）

島根県立心と体の相談センター

目 次

はじめに

I センターの概要	1
1. 目的	
2. 沿革	
3. 所在地	
4. 組織・職員配置及び所管業務	
5. 平成30年度運営方針	
6. 平成30年度年間行事予定	
II 平成29年度事業実績	
◇身体障害者更生相談所編	
1. 相談・判定業務の実績	7
(1) 来所・定期相談	
(2) 補装具・更生医療の判定	
(3) 補装具判定事務処理及び自立支援医療（更生医療）判定事務の流れ	
2. 身体障害者手帳の交付状況	9
(1) 身体障害者手帳交付件数の年度別推移	
(2) 平成29年度の身体障害者手帳処理状況	
(3) 平成29年度の市町村別発行件数	
(4) 平成29年度末の所持者数	
(5) 法第15条の規定による医師の指定について	
(6) 手帳申請から発行までの流れ	
3. 市町村障がい者福祉業務担当職員研修会	11
◇知的障害者更生相談所編	
1. 相談と判定	13
(1) 相談	
(2) 判定	
2. 判定書交付	13
3. 会議、研修会	14
4. 療育手帳判定・手帳交付事務の流れ	15
◇精神保健福祉センター編	
1. 技術指導・技術援助	17
(1) 事業実績	
(2) 精神保健福祉業務担当者連絡会議	
(3) 講師の派遣	
2. 普及啓発	18
(1) 講演会	
(2) ビデオ・DVDの貸し出し	
3. 精神保健福祉相談	19
(1) 来所相談	
(2) 電話相談「心のダイヤル」	
4. 組織育成	22
(1) 島根県精神保健福祉会連合会	
(2) 島根県精神保健福祉協会	
(3) 精神保健ボランティア組織	
(4) ソーシャルクラブ（当事者による自助グループ）	
(5) 精神当事者連絡会・精神保健福祉会連合会交流会	
(6) ほほえみの風イベント	
5. 特定相談指導事業	24
(1) アルコール関連問題	
(2) 思春期精神保健	
6. ギャンブル依存症相談関連事業	25
7. 調査・研究事業	26
8. 自死対策推進センター事業	28
9. 自死遺族支援	29
10. 精神医療審査会	31

(1) 精神医療審査会における審査事項	
(2) 事務処理の流れ	
(3) 精神医療審査会の審査状況	
11. 精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療（精神通院医療）の判定	33
(1) 平成29年度精神障害者保健福祉手帳等判定審査会	
(2) 平成29年度月別承認状況	
(3) 精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療（精神通院医療）事務の流れ	
◇高次脳機能障がい県支援拠点編	
1. 相談支援コーディネーター業務	35
2. 圏域相談支援拠点業務	36
3. 連携確保・連携調整	37
◇島根県ひきこもり支援センター編	
(1) 来所相談・電話相談	39
(2) 小集団グループ活動	39
(3) ひきこもり家族教室	40
(4) 家族会支援	41
(5) 市町村等への技術支援・研修の実施	42
(6) 支援会議等	42
(7) 広報啓発	43
III 資料	
1. 島根県立心と体の相談センター条例	45
2. 市町村の障がい者福祉担当窓口	46
3. 各手帳及び自立支援医療（精神通院医療）受給者証の交付状況	47
(1) 身体障害者手帳	
① 市町村別・等級別・年齢別身体障害者手帳所持者数	
② 市町村別・障がい別・年齢別・男女別身体障害者手帳所持者数	
③ 障がい別・等級別・年齢別身体障害者手帳所持者数	
④ 身体障害者手帳所持者数・障がい別推移	
(2) 自立支援医療費（精神通院医療）精神障害者保健福祉手帳	
① 市町村別自立支援医療（精神通院医療）・精神障害者保健福祉手帳所持者数	
② 精神障害者保健福祉手帳月別承認状況	
③ 市町村別・年齢階層別・男女別自立支援医療（精神通院医療）受給者数	
④ 市町村別・年齢区分別・等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数	
(3) 療育手帳	
① 市町村別・年齢区分及び障害程度別療育手帳所持者数	
② 相談・判定状況（過去5年間）	
4. 身体障害者補装具・更生医療の判定	58
(1) 補装具判定（肢体障害）業務委託医療機関	
(2) 平成29年度障害別補装具・更生医療の判定状況	
(3) 平成29年度市町村別判定状況	
5. 身体障害者・療育・精神障害者保健福祉手帳によるサービス	61
(1) 税制（主なもの）	
(2) 共通の各種割引制度等	
(3) 市町村別助成事業	
(4) 県立施設の利用料減免	
(5) 福祉医療費助成制度	
6. 手帳所持を条件としないサービス（交通費助成等）	71
7. 精神科病院及び精神科標榜病院・診療所一覧	73
(1) 精神科病院（精神病床を有する病院）	
(2) 精神科病院以外の精神科を標榜する病院又は診療所	
(3) 認知症治療病棟設置病院	
8. 精神保健福祉デイ・ケア、グループ一覧	75
(1) 精神保健福祉デイ・ケア	
(2) 行政機関が開催するグループ活動	
9. 精神家族会一覧	77
10. 精神保健ボランティア組織一覧	79
11. 精神当事者会一覧	80

はじめに

島根県立心と体の相談センターの平成30年度版（平成29年度実績）の業務概要をお届けします。

当センターは、精神・知的・身体の3障がいを総合的に支援するという観点から、精神保健福祉センター・知的障害者更生相談所・身体障害者更生相談所の3機能を合わせ持ったセンターとして、平成17年4月に設置されて以来、13年が経過いたしました。

平成29年度は、前年度に引き続いて、ひきこもり支援に最も力を入れて取り組みました。当センター内に「島根県ひきこもり支援センター」を開設後3年目となり、ひきこもり相談の延べ件数は、532件と、前年にくらべ約1.1倍に増加しました。また、ひきこもり家族教室を、県内8か所で開催し、延べ141人の家族にご参加いただきました。さらに、家族向けの研修会において、ファイナンシャルプランナーを講師として、将来の経済的不安にどう対処するかを学ぶ機会も設けました。

ひきこもり支援と並んで、平成29年度に当センターが力を入れて取り組んだことは、依存症対策です。その中でも、ギャンブル依存については、当センターで開発した認知行動療法プログラムを、個別相談、集団プログラムとして実施するほか、簡易型のプログラムも開発するなど、先進的な取り組みができたと考えています。

以上はほんの一例ですが、当センターとしては、精神・知的・身体の3障がいについてのセンター業務について、全職員が全力をあげて取り組みを行っています。職員一同、引き続き、「丁寧」「公平・公正」「迅速」な対応を心がけて業務にあたっていきたいと思っております。当センターへのこれまでの御支援・御協力に感謝するとともに、今後とも御指導のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

島根県立心と体の相談センター
所長 小原 圭司

I センターの概要

I センターの概要

1. 目 的

心と体の相談センターは、障がい者の相談支援機関として従来は障がい別に設置されていた、身体障害者福祉法に基づく「身体障害者更生相談所」、精神保健福祉法に基づく「精神保健福祉センター」及び知的障害者福祉法に基づく「知的障害者更生相談所」（各児童相談所に併設）の3機関を統合した県の行政機関です。

障がいの種別にかかわらず、自立支援のための福祉サービスの一元化とその進展をめざし、障がいのある方及び精神保健に関する相談・支援、市町村等への技術援助等を総合的に行うことを目的として、平成17年4月に設置されました。

2. 沿 革

（身体障害者更生相談所）

- 昭和26年9月 松江市朝日町に島根県身体障害者更生相談所設置（県立朝日更生園に併置）
- 昭和38年8月 県立身体障害者総合指導所（朝日更生園が改称）とともに松江市大輪町に移転
- 昭和63年10月 県立身体障害者授産センター（身体障害者総合指導所が改組）とともに松江市打出町に移転

（知的障害者更生相談所）

- 昭和35年7月1日 松江市朝日町に島根県精神薄弱者更生相談所設置（島根県身体障害者更生相談所に併置）
- 昭和52年4月1日 松江精神薄弱者更生相談所（中央児童相談所に付置）
浜田精神薄弱者更生相談所（浜田児童相談所に付置）設置
- 昭和63年4月1日 出雲精神薄弱者更生相談所（出雲児童相談所に付置）
益田精神薄弱者更生相談所（益田児童相談所に付置）設置
- 平成11年4月1日 知的障害者更生相談所に名称変更
*平成10年9月 精神薄弱の用語の整理のための関係法律の一部を改正する法律（平成10年 法律第110号）に基づき名称変更

（精神保健福祉センター）

- 昭和53年10月1日 松江市大輪町（松江衛生合同庁舎内）に島根県立精神衛生センター設置
- 昭和63年7月19日 島根県立精神保健センターと名称変更
- 平成7年7月11日 島根県立精神保健福祉センターと名称変更

（心と体の相談センター）

- 平成17年4月1日 上記の3機関を統合し、島根県立心と体の相談センター設置（松江市東津田町 いきいきプラザ島根内）

3. 所 在 地

〒690-0011 島根県松江市東津田町1741番地 3

いきいきプラザ島根（2階）

代表TEL：0852-32-5905・5908

相談専用TEL：0852-21-2885

自死遺族相談専用TEL：0852-21-2045

FAX：0852-32-5924

ホームページ：

<https://www.pref.shimane.lg.jp/kokoro/>



松江市営バス「南循環線外回り」、「県合同庁舎行き」で「県合同庁舎前」停留所下車

4. 組織・職員配置及び所管業務

(平成30年4月1日現在)

(1) 組織及び所管業務

所長 技術(医師) 1

副所長 事務 1

所長の補佐及び代理
人事・服務
危機管理
精神保健福祉協会事務

地域支援課 事務 5、技術 2、嘱託 3

予算・会計・庶務事務
身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付
自立支援医療(精神通院医療)受給者証の交付
自立支援医療(更生医療)・補装具の給付判定
身体障害者福祉法に基づく医師の指定

相談判定課 技術 6、事務 1、嘱託 3

心の相談及び障がい者の保健・医療・福祉に係る専門相談
精神医療審査会の運営
精神保健福祉に関する市町村・保健所等への技術支援
精神障がい者関連組織の育成支援及び団体支援
障がいの程度及び心理的・職能的判定
療育手帳の判定・交付
知的障がい者の巡回相談、判定
精神保健福祉に係る各種研修、普及啓発、調査研究
ひきこもり支援センター業務(個別相談、少人数グループ活動、ひきこもり家族教室等)
高次脳機能障がいの県支援拠点業務
自死対策推進センター事業、自死遺族支援
診療所事務

(2) 職員等の配置状況

(職員)	所長(精神科医)	1
	22名 副所長(事務職)	1
	保健師	1
	看護師	1
	作業療法士	1
	心理判定員	4
	精神保健福祉士	1
	事務職	6
	嘱託	6
(嘱託医)	18名 少人数グループ活動、診療等	1 (精神科医)
	発達障害等相談等	1 (精神科医)
	精神医療審査会支援等	1 (精神科医)
	身体障がい者に関する医学的判定	6
(兼務職員) ※療育手帳の判定業務(18才以上新規)	14名 精神障がい者に関する医学的判定	6 (内1名は発達障害等相談等と兼務)
	知的障がい者に関する医学的判定	3 (児相と兼務)
	中央児童相談所隠岐相談室	1
	出雲児童相談所判定保護課	6
	浜田児童相談所判定保護課	4
益田児童相談所判定保護課	3	

5. 平成30年度運営方針

【センターの目標】

三障がいに関する機関を統合して設置されたことを踏まえ、障がいの種別に関わらず、自立支援のための福祉サービスの一元化とその進展をめざし、障がいのある方及び精神保健に関する相談・支援、市町村等への技術支援等を総合的に行います。

また、自死・ひきこもり・依存症など心の健康に関わる多様な課題に対応し、県民一人ひとりの心の健康を保持増進する中核的な機関としての役割を果たします。

(基本指針)

- ①心の健康に関する相談をはじめ、様々な障がいについて隙間のない相談支援を行います。相談支援に当たっては、尊厳、自己決定や自立支援の観点に最大限配慮しながら懇切丁寧に対応します。
- ②障がい者手帳、補装具、自立支援医療（更生・精神通院）に関する事務を迅速・的確に行います。
- ③精神医療審査会を所管し、精神保健福祉法に定める定期の報告等の審査、退院等の請求の審査を適切に行います。
- ④専門的な相談機関として、市町村や関係機関に対し、適切な技術支援を行います。
- ⑤障がい福祉や心の健康への理解を深める広報を行います。また、支援関係者及び市町村等に対し、分かりやすく効果的な情報提供や研修を行います。

【今年度の重点目標】

- 1 自死対策研修プログラムを活用した各圏域への支援を展開するとともに、市町村を含む関係機関への適切な情報提供・支援を行う。
自死対策推進センターとして、本庁と連携を図りながら、自死対策に係る市町村計画の策定を支援する。
- 2 本庁、保健所及び関係機関と連携を図りながら、「ひきこもり支援センター」の着実な事業推進に努めるとともに、各圏域における支援体制の強化を図る。
- 3 依存症（ギャンブル、アルコール、薬物）等の重点課題について、専門性を向上させ、より適切な支援を実施する。
- 4 各手帳、自立支援医療及び補装具については、正確で迅速な審査判定処理を行う。また、分かりやすい資料や文書の作成に努め、当事者、市町村、医療関係者の制度理解を深める。
また、身体者障害者手帳の交付事務の一部が松江市へ移行したことを踏まえ、県内どの地域でも適切に審査判定が行われるよう、質の確保と向上に努める。
- 5 相談支援は、相手方の尊厳、自己決定や自立支援の観点に最大限配慮しながら各制度や社会資源に関する正確な知識に基づいて、懇切丁寧に行う。
- 6 マイナンバーを含む個人情報の厳正な管理を徹底する。
- 7 精神障がい者の社会復帰及び災害時の精神保健医療に関する情報収集・発信及び精神科医療機関等に支援に関することについて、専門的見地から県担当部局への助言、情報提供を行う。
- 8 センターの業務、障がい福祉施策や障がい理解を深めるための広報を行う。

区分	事業名 (開催地等)												
定期業務	精神障害者保健福祉手帳・精神通院受給者証	精神障害者保健福祉手帳等審査会	13日										
		出張HC いきいき	27日	11日	8日	13日	10日	14日	14日	9日	14日	11日	8日
補綴員等	定期相談	心と体の相談センター (原則:毎月第4月曜日)	23日	28日	25日	23日	27日	25日	25日	26日	28日	25日	25日
		松江医療センター (原則:偶数月第3木曜日) 西部 電動車椅子 (原則:偶数月第3月曜日)	12日 16日	7日 18日	25日 18日	23日 20日	23日 20日	23日 20日	23日 20日	23日 20日	26日 15日	20日 17日	28日 18日
身体障害者手帳		身体障害者手帳等級判定調整会議(月2回)	毎月定例的に実施 第1第3火曜日 9:30~	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
精神医療	療育手帳	精神医療審査会	19日	17日	20日	19日 (全体会)	23日	20日	20日	15日	20日	21日 (全体会)	20日 △指定医療機関
		療育手帳判定巡回相談	20日 9日	(7日)	11日 4日	9日 (6日)	3日 7日	(3日) 14日	(2日) 4日	9日 7日 6日	14日 4日	(11日) 5日	(4日) 13日 6日 5日
		療育手帳交付	毎月定例的に実施	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

Ⅱ 平成 29 年度事業実績

「身体障害者更生相談所編」

Ⅱ 平成 29 年度事業実績

◇身体障害者更生相談所編

1. 相談・判定業務の実績

(1) 来所・定期相談（補装具の判定及び来所相談、電話相談を含む）

- ・心と体の相談センター 毎月第4月曜日の午後
- ・松江医療センター 2ヶ月に1回（偶数月）第3木曜日の午後
- ・西部島根医療福祉センター 2ヶ月に1回（偶数月）第3月曜日の午後

（平成 29 年度の相談実績）

相談区分	補装具	手帳	医療・その他	合計
相談件数	106	30	0	136

補装具の相談件数は判定関連のもののみであった。

(2) 補装具・更生医療の判定

補装具判定については、定期相談会場（3会場）と業務委託をする 20 医療機関で給付及び適合判定を行った。

判定区分	医学的判定				
	補装具			更生医療	
判定件数	給付判定	適合判定	不適	支給判定	不適
	534	243	4	477	0

補装具委託病院

- Ⅲ 資料の 4 の身体障害者補装具判定業務委託医療機関のとおり
(58 ページ)

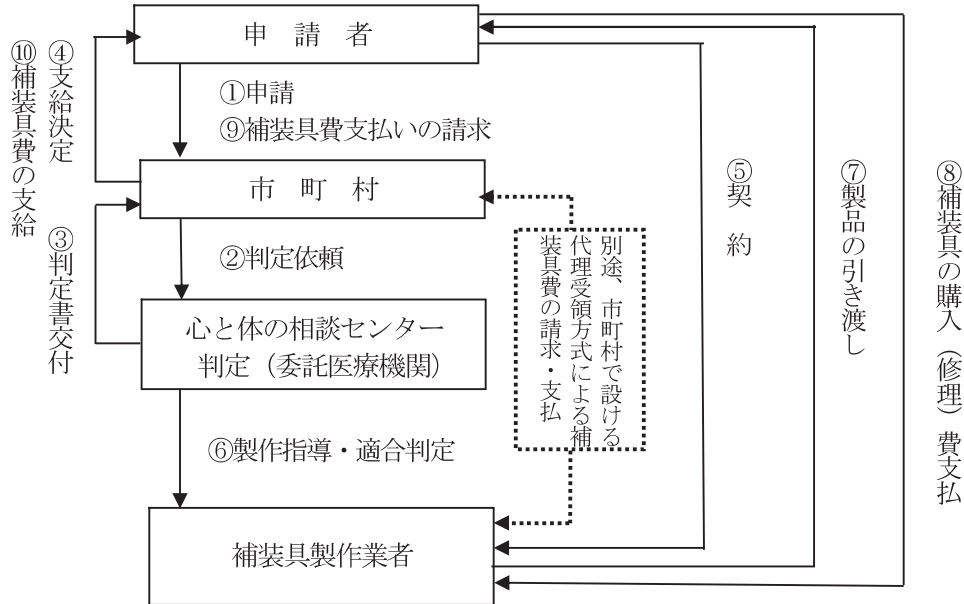
障害別の判定状況

- Ⅲ 資料の 4 の障害別補装具・更生医療の判定状況のとおり
(59 ページ)

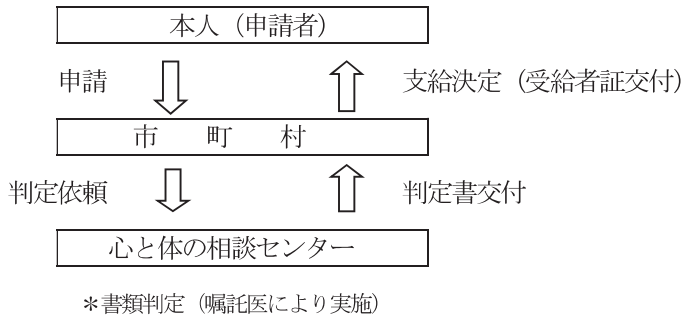
(3) 補装具判定事務処理及び自立支援医療（更生医療）判定事務の流れ

補装具判定及び自立支援医療（更生医療）判定に係る事務処理の流れは次のとおりである。

◆補装具判定事務処理の流れ



◆自立支援医療（更生医療）判定事務の流れ



○書類判定の内容

◇補装具

区 分	判 定 回 数
・補聴器	月に2回
・重度障害者用意思伝達装置	月に1回

◇自立支援医療（更生医療）

区 分	判 定 回 数
・腎臓機能障害、免疫機能障害	月に3～4回
・心臓機能障害	月に3～4回
・肝臓機能障害	月に1回
・肢体不自由	月に1回
・音声・言語・そしゃく機能障害・聴覚障害	月に2回
・視覚障害	月に1回

2. 身体障害者手帳の交付状況

(1) 身体障害者手帳交付件数の年度別推移

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
総件数	3,471	2,938	2,682	2,676	2,891
月平均	289	245	224	223	241

県本庁からの事務移管により、平成 5 年度から身体障害者手帳の交付事務を行っている。
身体障害者手帳所持者数・障がい別推移については、別添資料のとおり。(47～51 ページ)

(2) 平成 29 年度の身体障害者手帳処理状況

平成 29 年度は、新規手帳の交付数が 1,731 件、死亡等による返還数が 2,674 件、県内転入が 69 件、
県外転出が 113 件あった。

なお、平成 29 年度に発行した手帳の内訳は以下のとおりであるが、この他に 18 件を「非該当」として決定した。非該当となった理由は、肢体不自由の 7 級の障がい 1 つのみのもの、障がい程度に該当しないもの及び再認定により障がい程度に該当しなくなったものなどであった。(再認定の結果、障がい程度に該当しないものとしての「非該当決定」5 件を含む。)

月	発行日	新規	障害変更	破損ほか	再認定	合計
4 月	4/14	79	24	21	11	135
	4/28	75	21	15	8	119
5 月	5/15	67	20	12	13	112
	5/31	80	29	19	13	141
6 月	6/15	96	23	13	14	146
	6/30	79	24	15	21	139
7 月	7/14	55	17	10	18	100
	7/31	74	16	6	14	110
8 月	8/15	77	22	8	16	123
	8/31	71	27	18	14	130
9 月	9/15	63	17	10	12	102
	9/29	59	22	11	9	101
10 月	10/13	86	27	17	21	151
	10/31	71	22	17	21	131
11 月	11/15	77	12	10	22	121
	11/30	63	24	9	15	111
12 月	12/15	72	21	10	18	121
	12/28	68	23	10	20	121
1 月	1/15	59	8	7	10	84
	1/31	68	18	12	15	113
2 月	2/15	54	15	5	11	85
	2/28	66	32	14	13	125
3 月	3/15	94	19	12	18	143
	3/30	78	19	9	21	127
合 計		1,731	502	290	368	2,891

(3) 平成 29 年度の市町村別発行件数

平成 29 年度に発行した市町村別・事由別・障がい別内訳は以下のとおりである。

それによると、8 市合計の手帳発行数は全体の約 88%を占めている。

また、障がい別では視覚障害が 5%、聴覚障害が 12%、肢体不自由が 32%、内部障害が 51%となっている。

市町村名	発行件数	事由別				障害別			
		新規	障変	破損等	再認定	視覚	聴覚	肢体	内部
松江市	756	450	107	83	116	46	93	239	378
浜田市	285	160	50	32	43	12	25	92	156
出雲市	681	425	138	38	80	43	71	224	343
益田市	235	145	44	24	22	10	34	94	97
大田市	160	100	22	21	17	12	17	53	78
安来市	177	104	35	19	19	6	30	42	99
江津市	85	39	20	14	12	1	16	31	37
雲南市	158	87	26	20	25	9	15	42	92
奥出雲町	65	40	15	3	7	4	9	19	33
飯南町	33	17	6	4	6	0	3	9	21
川本町	18	12	4	2	0	0	1	8	9
美郷町	29	19	4	3	3	2	4	9	14
邑南町	37	20	5	7	5	4	3	7	23
津和野町	38	18	7	10	3	3	4	12	19
吉賀町	47	33	9	2	3	2	9	15	21
海士町	10	7	1	2	0	1	3	1	5
西ノ島町	9	7	1	0	1	0	1	3	5
知夫村	0	0	0	0	0	0	0	0	0
隠岐の島町	68	48	8	6	6	7	9	18	34
合計	2,891	1,731	502	290	368	162	347	918	1,464

(4) 平成 29 年度末の所持者数

詳細は別添資料のとおり (47～51 ページ)

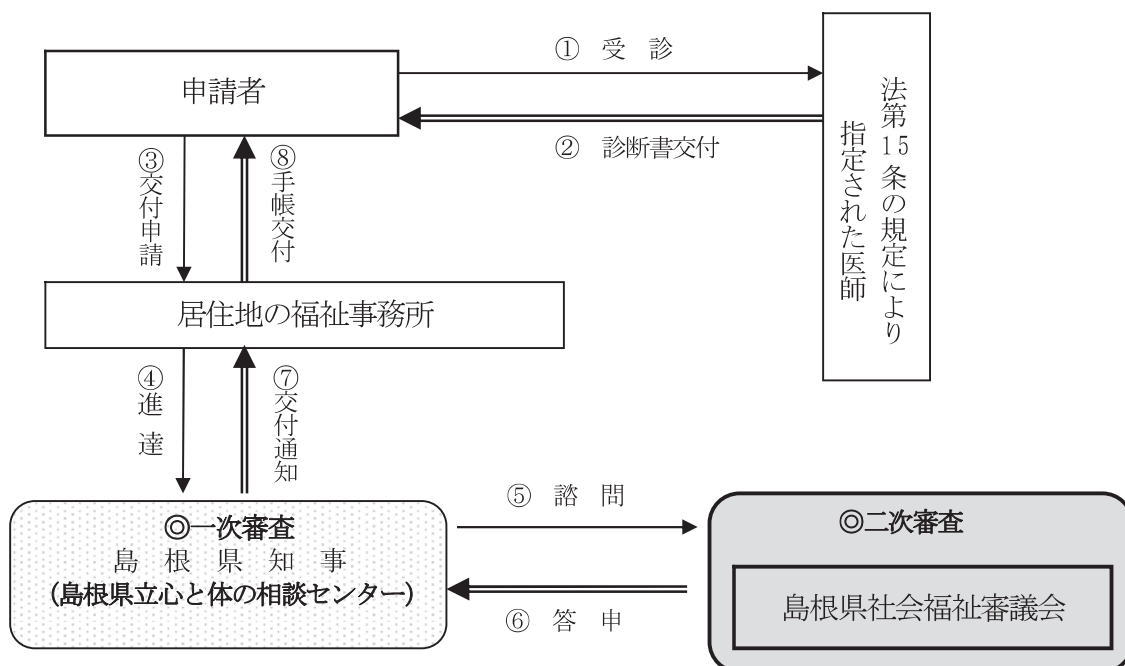
- ② 市町村別：等級別：年齢別 (18 歳未満・65 歳以上) 身体障害者手帳所持者数
- ②-1 市町村別：障がい別：年齢別 (18 歳未満・65 歳以上) 身体障害者手帳所持者数
- ②-2 市町村別：障がい別：男女別 身体障害者手帳所持者数
- ③ 障がい別：等級別：年齢別 (18 歳未満・65 歳以上) 身体障害者手帳所持者数
- ④ 身体障害者手帳所持者数・障がい別推移 (H9 年度～H29 年度)

(5) 法第 15 条の規定による医師の指定について

平成 29 年度においては、法第 15 条の規定による新規指定が 28 名であった。

3 月 31 日現在の指定医師の総数は、辞退届等の提出もあり、1,045 名となった。

(6) 手帳申請から発行までの流れ



一次審査…身体障害者福祉法及び身体障害認定基準等に基づき、心と体の相談センターにおいて行う審査をいう。

専門的知識及び技術を必要とする申請については、「身体障害者手帳障害等級認定業務」について委託している専門的医療機関に審査を依頼している。

二次審査…非該当相当の案件については、島根県社会福祉審議会（身体障害者福祉専門分科会審査部会）に諮問し答申を受けて決定している。

なお、2つ以上が重複する障害等級の認定にあたって、認定基準によるものと著しく均衡を欠くと認められるものについても意見を聞くこととしている。

法第15条の規定による医師の指定に関しても諮問を行っている。

3. 市町村障がい者福祉業務担当職員研修会

市町村職員を対象に、身体障害者手帳関係及び補装具・更生医療関係業務等に関する制度説明、事務手続き等について理解を深め、適切に事務処理を行っていただくことを目的として次の研修会を開催した。

(1) 東部会場 参加人員：43名
日 時：平成29年5月31日（水） 9時30分～16時
場 所：県松江合同庁舎 601会議室

(2) 西部会場 参加人員：23名
日 時：平成29年5月25日（木） 9時30分～16時
場 所：県浜田合同庁舎 中会議室

「知的障害者更生相談所編」

◇知的障害者更生相談所編

1. 相談と判定

(1) 相談

①来所相談

電話・来所により知的障がい者から療育手帳、各種援護制度の利用方法、生活・進路・就労等の相談を受け、知的障がい者の福祉の向上を図っている。平成29年度の受付は251件であり、そのうち療育手帳判定に関する相談が121件(48.2%)、職業に関する相談が1件(0.4%)、その他相談(成年後見人制度利用、障害年金申請に係る情報提供)が129件(51.4%)であった。療育手帳に関するものが全体の5割弱を占めており、各種申請に係る情報提供の依頼とあわせ、主な相談となっている。(別表参照)

②巡回相談

当センターは県内全域を所管しているため、松江圏域を除く障害保健福祉圏域へは定期的に各地区を巡回し、相談を受けている。その他、ケースの状況により障がい者支援施設、病院、家庭等への訪問を実施している。それらもあわせ、平成29年度は48回(延べ派遣スタッフ48人)の巡回相談で116件の相談を受けており、そのほとんどが療育手帳判定に関する相談である。(別表参照)

(2) 判定

①医学的判定

療育手帳判定等の際、必要に応じて精神医学的立場から臨床診断を行っている。

②心理学的判定

知能検査、面接等により、知的能力、生活適応能力、生活介護度、行動指導度、治療看護度等を把握し、知的障がいの程度を総合的に判定している。

③職能的判定

職業適性、職能を検査により判定している。

平成29年度は382件の判定を行い、そのうち医学的判定が32件、心理学的判定が350件であった。

2. 判定書交付

本人の生活援助方針や進路決定等に役立てるため、本人・家族・市町村からの依頼に応じ、判定書を交付している。療育手帳の交付が209件(63.9%)と最も多く、成年後見人制度利用や障害年金申請に係る情報提供の判定書交付が138件(39.8%)である。

また、障害者総合支援法に基づいて市町村が行う支給要否決定等に関して、当センターは必要な援助を行うこととなっているが、平成29年度は0件であった。

29年度判定書交付種別件数(別表の再掲)

項目	件数	備考
障害支援区分に関する判定	0件	
療育手帳に関する判定	209件	
その他	138件	(成年後見制度申し立て、年金診断に関するもの)
計	347件	

平成27年度に療育手帳再判定期日の見直しを行い、平成28年4月1日から18歳以上については次期判定までの期間を10年後、または再判定不要とした。そのため療育手帳交付件数は減少している。

3. 会議、研修会

○市町村障がい者福祉業務担当職員研修会

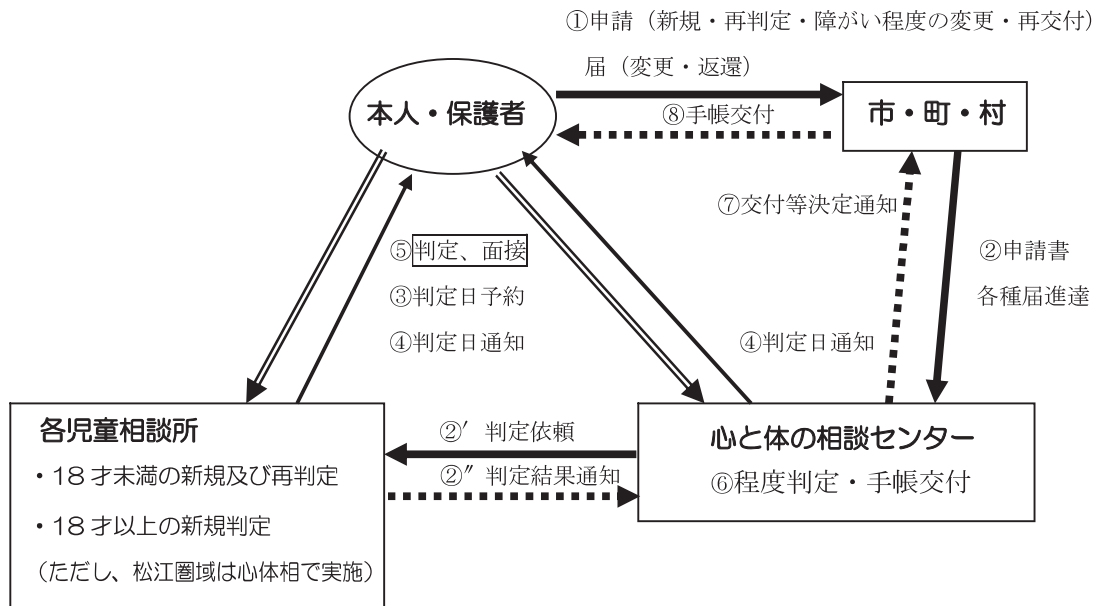
市町村職員を対象に、療育手帳の判定及び交付事務手続き等について理解を深め、適切に事務処理を行っていただくことを目的として次の研修会を開催した。

- (1) 東部会場 参加人員：43名
 日 時：平成29年5月31日（水） 9時30分～16時
 場 所：県松江合同庁舎 601会議室
- (2) 西部会場 参加人員：23名
 日 時：平成29年5月25日（木） 9時30分～16時
 場 所：県浜田合同庁舎 中会議室

別表 平成29年度相談・判定実績（出典：厚生労働省福祉行政報告例）

取扱 実 人数	相談内容									判定内容					判定書交付件数				
	施設	職 親 委 託	職 業	医 療 保 健	生 活	教 育	療 育 手 帳	そ の 他	計	医 学 的 判 定	心 理 学 的 判 定	職 能 的 判 定	そ の 他 の 判 定	計	障 害 支 援 区 分	療 育 手 帳	そ の 他 計	計	
来 所	251	0	0	1	0	0	0	121	129	251	28	234	0	0	262	0	96	135	231
巡 回	116	0	0	0	0	0	0	114	2	116	4	116	0	0	120	0	113	3	116
計	367	0	0	1	0	0	0	235	131	367	32	350	0	0	382	0	209	138	347

4. 療育手帳判定・手帳交付事務の流れ



No.	事項	様式	備考・留意事項
①	<ul style="list-style-type: none"> ・ 相談 ・ 手帳交付申請（新規・再判定・障がい程度の変更・再交付） ・ 記載事項変更届 ・ 返還届 	様式第1号 様式第6号 様式第7号	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申請者への制度・必要書類等の説明 ・ 判定日予約、判定会場の説明 ・ 松江地区以外の新規判定は各児相 ・ 書類判定あり
②	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申請書進達 ・ 各種届進達 	要領様式1	・ 住所、氏名等の確認
②'	・ 児童の判定依頼	要領様式2	・ 各管轄児童相談所への判定依頼
②''	・ 判定結果通知	要領様式3	
③	・ 判定日予約		・ 申請者への案内
④	・ 判定日通知		・ 申請者への通知
⑤	・ 判定、面接		・ 心理検査及び状況聴取 新規判定は家庭環境、生育歴等の聴取
⑥	・ 程度判定 手帳交付等決定		
⑦	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交付等決定 ・ 非該当通知 ・ 障がい程度確認通知 	要領様式4 様式第4号 様式第5号	・ 申請者への連絡
⑧	・ 手帳交付		・ 該当者への交付

(注) 1. 療育手帳交付に係る各種様式は「島根県療育手帳交付要綱」「島根県療育手帳制度事務取扱要領」を参照。

2. 手帳は1週間に1回の頻度で交付。

「精神保健福祉センター編」

◇精神保健福祉センター編

1. 技術指導・技術援助

精神保健福祉活動の推進を図るために、保健所や関係機関からの要請を受け、当センター職員が専門的立場から研修会の講師を務めている。また、会議等への参加も行っている。

(1) 事業実績

	社会復帰	アルコール	薬物	ギャンブル	心の健康づくり	ひきこもり	自死関連	犯罪被害	その他	計
保健所	3			2	1	1	3		1	11
市町村				3	1	4	1		2	11
医療施設				4	1		1		9	15
障害者支援施設				1		1	1		13	16
社会福祉施設				2						2
その他	2	1	2	6	1	10	4	2	13	43
計	5	1	2	18	4	16	10	2	38	98

(2) 精神保健福祉業務担当者連絡会議

当センターと保健所、県障がい福祉課（主催）との連絡会に参加し、精神保健福祉業務に関する意見・情報交換を行い連携を深めた。

年 月 日	内 容
平成 29 年 6 月 2 日	<ul style="list-style-type: none"> ・自死対策について ・ひきこもり対策について ・依存症対策について ・精神医療審査会、退院請求事務について ・措置入院者に対する退院後の支援について
平成 30 年 2 月 15 日 (担当課長係長会議)	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 30 年度心と体の相談センター事業について（自死対策、精神医療審査会） ・措置入院者に対する退院後の支援について

(3) 講師の派遣

関係機関からの依頼により、関係機関の職員研修会や講演会に講師の派遣を行った。

月 日	派 遣 内 容
平成 29 年 5 月 12 日	警察学校講義（知的、発達障がいへの理解）
6 月 8 日	松江安来圏域精神医療連絡協議会（ギャンブル依存）
6 月 15 日	香川県 SAT-G 使い方研修会（ギャンブル依存）
6 月 16 日	愛媛県 SAT-G 研修会（ギャンブル依存）
6 月 24 日	大庭地区民生児童員協議会研修（ひきこもり支援）
7 月 14 日	新任保健師等研修（相談対応の基礎・自死対策）
8 月 2 日	生活困窮者自立相談支援人材養成研修（ギャンブル依存）
8 月 3 日	生活保護関係職員研修 I（ひきこもり支援）
8 月 25 日	雑賀地区民生児童委員研修会（ひきこもり支援）
9 月 7 日	益田圏域ギャンブル依存研修（ギャンブル依存）
9 月 15 日	雲南市ひきこもり支援研修会（ひきこもり支援）
9 月 30 日	島根産業カウンセリング研究会（ギャンブル依存）
10 月 5 日	県立図書館職員研修（3障がいについて）
10 月 14 日	電話相談ボランティア養成講座（自死対策）
10 月 27 日	本庄地区民生児童委員研修会（ひきこもり支援）

月 日	派 遣 内 容
12月4日	ギャンブル障害の精神保健福祉相談・支援の実践研修（ギャンブル依存）
12月27日	雲南圏域子どもの心の相談における対応力向上研修（自死対策）
平成30年1月19日	ギャンブル障害の精神保健福祉相談・支援の実践研修（ギャンブル依存）
1月25日	新任養護教諭研修（自死対策）
2月7日	障がい者虐待防止研修会

2. 普及啓発

一般住民に対して、精神保健福祉の知識、精神障がい者についての正しい知識、精神障がい者の権利擁護等についての普及啓発を行った。

【事業内容】

(1) 講演会

- アルコール関連問題地域セミナー（再掲）

日 時 平成29年11月19日（日） 10:30～11:30

会 場 いきいきプラザ島根

参加者 島根県産業看護部会 会員（35名）

内 容 ・セミナー導入「心と体の相談センターでの依存症対策」

説明者 心と体の相談センター 主任精神保健福祉士 佐藤 寛志

・体験発表「仕事とアルコール問題」

発表者 島根県断酒新生会 会員

・講義「アルコール健康障がいと職場での対策」

講 師 こなんホスピタル 臨床心理士 森 敬子 氏

- アルコール関連問題学校セミナー（再掲）

日 時 平成30年1月17日（水） 13:40～14:30

会 場 吉賀高等学校

参加者 全生徒（33名）、教職員

内 容 ・体験談「アルコール依存症と回復へのみちのり」

発表者 公益社団法人島根県断酒新生会 会員

・講義「アルコールが心と体に与える影響」

講 師 サポートセンターFOH 精神保健福祉士 檜谷 佳誉子 氏

(2) ビデオ・DVDの貸し出し

	保健所	医療機関	社会復帰 施設	その他 関係機関	一般	計
依存症	3			2		5
心の健康				8		8
精神保健一般					5	5
ひきこもり						
計	3			10	5	18

(当センターホームページに貸出ビデオ・DVD一覧掲載)

3. 精神保健福祉相談

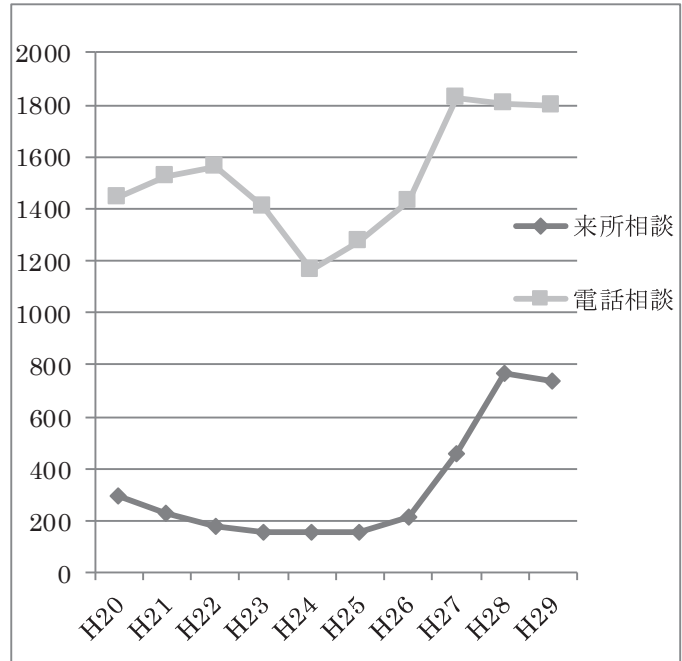
精神保健福祉相談として、当センターにおいて精神保健及び精神障害者福祉に関する相談を次のとおり実施した。

【事業内容】

- (1) 来所相談
- (2) 電話相談 「心のダイヤル」

相談件数の推移（診療を含む）

年度	来所相談	電話相談
H20	113 (延 294)	1443
H21	87 (延 226)	1522
H22	76 (延 175)	1561
H23	106 (延 154)	1404
H24	102 (延 153)	1166
H25	96 (延 152)	1255
H26	103 (延 217)	1431
H27	165 (延 458)	1826
H28	207 (延 763)	1801
H29	231 (延 733)	1797



(1) 来所相談

①相談対象者内訳

	相談			診療(再掲)	
	男性	女性	合計	男性	女性
実人数	186	45	231	0	0
延べ人数	570	163	733	0	0

②来所経路

直接	保健所	市町村	医療機関	教育機関	その他	合計
167	9	7	14	3	31	231

③相談内容

相 談 内 容		実人数	延べ人数
老人精神保健		1	1
社会復帰		1	1
アルコール関連問題		2	3
薬物関連問題		8	28
ギャンブル関連問題		71	104
思春期精神保健	不登校	9	42
	精神症状・身体症状	4	10
	その他	4	16
心の健康	精神症状・身体症状	45	236
	仕事や職場に関すること	11	20
	家族や家庭に関すること	42	149
	性格、行動に関すること	10	60
	恋愛、結婚、離婚のこと	1	1
	その他	15	54
うつ・うつ状態		2	2
その他の相談		5	6
合 計		231	733

④処 遇

処 遇	実人員
新規来所終結	34
医療機関紹介	6
保健所紹介	3
その他の機関紹介	6
センターで援助	167
他機関と並行で援助	15
合 計	231

(2) 電話相談 「心のダイヤル」

①相談者別件数

内 訳	男性	女性	合計
本人	731	661	1392
親	46	152	198
配偶者	6	30	36
子	7	10	17
同 胞	10	22	32
その他の親族	3	20	23
友人・同僚等	5	4	9
関係機関	38	41	79
その他	5	6	11
合 計	851	946	1797

②相談内容別件数

相 談 内 容		件数	割合 (%)
老人精神保健	一般	15	0.8
	認知症について	3	0.2
社会復帰		33	1.8
アルコール関連問題		17	0.9
薬物関連問題		7	0.4
幼児・児童期に関する問題		5	0.3
ギャンブル関連問題		168	9.3
思春期精神保健	不登校	17	0.9
	不登校以外の学校に関する問題	6	0.3
	精神症状・身体症状	10	0.6
	その他	18	1.0
心の健康	精神症状・身体症状	521	29.0
	仕事や職場に関すること	136	7.6
	家族や家庭に関すること	235	13.1
	職場や家庭以外の問題について	82	4.6
	恋愛・結婚・離婚	27	1.5
	嗜癖行動	9	0.5
	その他	231	12.9
うつ・うつ状態		30	1.7
摂食障害		2	0.1
精神科受診に関すること		9	0.5
その他の相談		216	12.0
合 計		1797	100.0

4. 組織育成

(1) 島根県精神保健福祉会連合会

島根県精神保健福祉会連合会は、昭和50年に島根県精神障害者家族会連合会として事務局を県立中央病院内において発足。その後事務局を県立湖陵病院（現 県立こころの医療センター）、県立精神保健福祉センター（現 県立心と体の相談センター）へと移している。

平成10年に社団法人化され、島根県精神保健福祉会連合会となり、県立精神保健福祉センターの一角に事務局を置いて事業を展開してきた。平成17年からは、いきいきプラザ2階にある当センター前に事務所を置き、精神障がい者に対する差別・偏見の除去、地域福祉の向上を目指して活動を展開している。平成26年4月からは新公益法人制度に伴い一般社団法人となった。

平成30年3月末現在の会員数は36団体320人である。

当センターは理事会に出席し、活動への情報提供を行っている。

(2) 島根県精神保健福祉協会

昭和44年7月に島根県精神衛生協会として、事務局を県庁医務予防課に置いて発足。

昭和56年6月からは精神保健福祉センターに事務局を置いていたが、県の組織改編により平成17年4月から心と体の相談センター内に移った。

協会の主な事業は、精神保健福祉大会の開催、功労者の表彰、機関誌の発行、精神保健福祉関係団体・組織の啓発普及活動等に対する助成である。

平成29年度の会員数は、1,428（団体40、個人1,388）であった。

【事業実績】

①第49回島根県精神保健福祉大会の開催

日時 平成29年11月7日（火） 13:00～16:30

場所 雲南市木次経済文化会館チェリヴァホール（雲南市）

内容 式典、記念講演、活動発表

○記念講演 演題 「心根を育てる」

講師 はままつフラワーパーク理事長

樹木医 塚本こなみ氏

○体験・活動発表 「つたえたい 私たちのこと」

雲南圏域の当事者・事業主及び利用者と支援者の立場からの体験・活動発表

参加者 約380名

②精神保健福祉功労者の表彰（会長表彰）

29名（個人29）を島根県精神保健福祉大会の席上で表彰

③「しまねの精神保健福祉 VOL.46」の発行

発行 平成29年12月 2,100部

特集 「しまねの精神保健福祉」を歩く

配布先 会員、関係機関・団体・医療機関

④助成金の交付

助成対象 7団体7事業の啓発普及活動

助成額 510,386円

(3) 精神保健ボランティア組織

①組織育成の経過と今後の方向について

平成5年からボランティア養成講座を開催し、平成6年2月に「ほほえみの会」が発足して松江・出雲地域で活動が展開された。平成10年からは、県内の各健康福祉センターでボランティア養成講座が開催され、これをきっかけに15年までに8組織が結成され、県内においてボランティア活動が展開されている。

また、平成16年9月には「島根県精神保健ボランティア連絡協議会」が設立され、精神保健福祉の向上を目指して、地域住民への精神障がいの正しい理解と心の健康づくりやボランティア活動への参加を呼びかけている。各ボランティア組織間の連携と相互交流を重ねながら、ボランティア活

動のさらなる拡充が期待されるところであり、当センターはボランティア組織活動への協力を行っている。

②県内精神保健ボランティア組織結成年

「ほほえみの会」	平成6年2月	松江・木次・出雲地域	(平成15年に松江と出雲に分離)
「うさぎの会」	平成11年6月	県央保健所管内	
「のぞみの会」	平成11年6月	浜田保健所管内	
「七色の会」	平成12年2月	県央保健所管内	
「さくらんぼの会」	平成12年5月	隠岐保健所管内	
「こもれび」	平成12年10月	益田保健所管内	
「つくしの会」	平成14年3月	雲南保健所管内	
「松江ほほえみの会」	平成15年5月	松江保健所管内	
「出雲ほほえみの会」	平成15年5月	出雲保健所管内	

(4) ソーシャルクラブ（当事者による自助グループ）

平成30年4月1日現在、県内のソーシャルクラブは11カ所（うち1カ所休会中）ある。現在、自主的に当事者間で活動交流等の取り組みが進められている。平成18年5月に発足した「島根県精神当事者連絡会」は各ソーシャルグループ間の交流、家族会・ボランティア組織との交流、研修会等の開催を行っている。当事者による活動は地域住民への理解・啓発にも重要な役割を担っており、当センターは当事者活動への協力を行っている。

(5) 精神当事者連絡会・精神保健福祉会連合会交流会（しまねこころの交流会）

当事者、家族が自由におもいを語ることによって、相互の理解を深めること、地域への啓発を目的に、平成22年度から開催された。平成22年度は出雲市のパルメイト出雲、平成23年度は大田市のあすてらす、平成24年度からは「しまねこころの交流会」と改称し、雲南市チェリヴァホールで開催した。当センターは平成22～23年度は実行委員会に参加し、交流会の開催支援を行い、平成24年度からは開催地の当事者、家族、地域活動支援センター等を中心に開催され、平成26年度は松江市、平成27年度は益田市、平成28年度は出雲市、平成29年度は大田市で開催された。

(6) ほほえみの風イベント

精神障がい者に対する偏見や差別をなくし、障がいのある方が地域であたり前に生活できることを目指して活動をしている島根県精神当事者連絡会と島根県精神保健ボランティア連絡協議会の合同イベントとして、当センターの提案により平成19年度から事業が開始された。

当事者とボランティア会員がチラシの作成・配布、打ち合わせのために地域へ出むいて活動することにより、精神障がい者に対する地域の偏見を取り除く活動の一環となっている。

年度	開催地	場所	主な内容
19	出雲市	パルメイト出雲	活動紹介・フリーマーケット・ミニコンサート
20	大田市	ファミリーデパート	活動紹介・詩とトーク・劇・ゲーム
21	松江市	総合福祉センター	活動紹介・ミニライブ・体験コーナー
22	益田市	駅前ビル	活動紹介・ミュージックセラピー
23	雲南市	下熊谷交流センター	活動紹介・ハーモニカ演奏・交流会
24	出雲市	パルメイト出雲	バンド演奏・パネルディスカッション・交流会
25	松江市	いきいきプラザ	当事者による発表・講演とワークショップ「自分を助ける技術を身につけよう！—北海道・べてるの家、そして広島での取り組みから—」
26	大田市	大田市民センター	当事者による演劇・詩の朗読、講演とワークショップ
28	雲南市	チェリヴァホール	講演「こころに寄り添う看護とは」 ミニコンサート・交流会

※平成29年度は開催なし

5. 特定相談指導事業

「精神保健福祉センターにおける特定相談指導事業実施要領（健医発第3号昭和64年1月5日）」に基づき、アルコール関連問題に関する事業及び思春期精神保健に関する相談を実施している。

(1) アルコール関連問題

適正飲酒及びアルコール関連問題に関する知識の普及、技術指導及び技術支援、関係機関との連携、断酒会等自助組織の育成を図る目的で、アルコール関連問題地域セミナー・同学校セミナー・同関係者会議・未成年者の飲酒防止を考える研修会を開催した。

① アルコール関連問題地域セミナー

- 目的 アルコール健康障がいに関する正しい知識を学ぶ機会をとおして、その早期発見及び適切な支援を行う一助となることを目的として開催した。
- 主催 島根県産業看護部会 心と体の相談センター
- 共催 公益社団法人島根県断酒新生会 山陰嗜癖行動研究会
- 日時 平成29年11月19日（日） 10:00～11:30
- 会場 いきいきプラザ島根
- 参加者 島根県産業看護部会 会員（35名）
- 内容
- ・セミナー導入「心と体の相談センターでの依存症対策」
説明者 心と体の相談センター 主任精神保健福祉士 佐藤 寛志
 - ・体験発表「仕事とアルコール問題」
発表者 島根県断酒新生会 会員
 - ・講義「アルコール健康障がいと職場での対策」
講師 こなんホスピタル 臨床心理士 森 敬子 氏

② アルコール関連問題学校セミナー

- 目的 アルコールが心身に及ぼす影響について学ぶことで、未成年者の飲酒を防ぎ、成人後の適正飲酒とアルコール関連問題の発生予防を図ることを目的として開催した。
- 主催 吉賀高等学校 心と体の相談センター
- 共催 公益社団法人島根県断酒新生会 山陰嗜癖行動研究会
- 日時 平成30年1月17日（水） 13:40～14:30
- 会場 吉賀高等学校
- 参加者 全生徒（33名）、教職員
- 内容
- ・体験談「アルコール依存症と回復へのみちのり」
発表者 公益社団法人島根県断酒新生会 会員
 - ・講義「アルコールが心と体に与える影響」
講師 サポートセンターFOH 精神保健福祉士 檜谷 佳誉子 氏

③ アルコール関連問題関係者会議

- 目的 アルコール依存症支援の基礎知識と地域連携の視点を学ぶことを通じて、関係機関がより一層連携して支援にあたっていく機会の一助となることを目的として開催した。
- 主催 公益社団法人島根県断酒新生会 山陰嗜癖行動研究会 心と体の相談センター
- 日時 平成29年9月1日（金） 14:00～17:00
- 会場 玉湯公民館 2階大会議室
- 参加者 断酒会、医療機関、福祉関係機関、市町村、保健所等（123名）
- 内容
- テーマ「アルコール依存症への支援 ～否認へどのようにかかわるか～」
- 講師 兵庫県立姫路循環器病センター 精神科医師 射場 亜希子 氏
- 座長 安来第一病院 名誉院長 竹下 久由 氏

④ 未成年者の飲酒防止を考える研修会

- 目的 未成年者の飲酒防止のあり方について学ぶ機会を通じて、各地域で行われる未成年者の飲酒防止の取り組みの一助となることを目的に開催する。
- 主催 心と体の相談センター
- 共催 公益社団法人島根県断酒新生会 山陰嗜癖行動研究会

日 時	平成 29 年 7 月 26 日 (水) 13 : 30～16 : 00
会 場	出雲保健所
参加者	関係機関等 (48 名)
内 容	<p>1) 講義「アルコール関連問題学校セミナーの講義における指導のポイント」 こなんホスピタル 精神保健福祉士 稲田 昌史 氏</p> <p>2) 学校セミナーの実演</p> <ul style="list-style-type: none"> ・体験発表Ⅰ～依存症当事者の立場からのメッセージ～ 公益社団法人島根県断酒新生会 会員 ・体験発表Ⅱ～依存症家族の立場からのメッセージ～ 公益社団法人島根県断酒新生会 会員家族 ・講義「アルコールが心と体を与える影響」 ビ・フレンジング 精神保健福祉士 荒内 佑輔 氏 <p>3) グループに分かれての意見交換</p>

(2) 思春期精神保健

思春期精神保健に関する相談指導として、来所・電話による相談、小集団グループ活動を行った。H29 の実績は、精神保健福祉相談 (19～21 ページ)、島根県ひきこもり支援センター編 (39 ページ) に掲載している。

6. ギャンブル依存症相談関連事業

当センターでは、平成 18 年度からギャンブル関連問題に関する問題や対応などについて知識の普及・啓発の場として一般市民や関係者を対象とした研修会や、家族支援の一環として家族教室を実施してきた。更に、ギャンブル障がい当事者への支援のため、島根ギャンブル障がい回復トレーニングプログラム SAT-G (以下、SAT-G) を開発し、平成 27 年 11 月から運用を開始しており、平成 28 年 9 月からは SAT-G の集団プログラムを開始している。

平成 29 年度は、ギャンブル関連問題の相談に関わる関係機関を対象に、ギャンブル問題の現状について学ぶための研修会と、SAT-G の使い方を普及しギャンブル障がいへの具体的支援の方法を学ぶためのセミナーを開催した。また、SAT-G の集団プログラムを開催した。

【ギャンブル関連問題関係者セミナー】

目 的	ギャンブル関連問題に関わる相談対応及び関係機関の連携がより充実していくために、関係者がギャンブル問題の現状について学び、関係機関の役割と支援の在り方について知見を得ることを目的とした研修会を開催した。
日 時	平成 29 年 9 月 25 日 (月) 14 : 00～16 : 00
会 場	松江合同庁舎 講堂
参加者	関係機関等 (54 名)
内 容	講 義 : 「社会問題としてのギャンブル障害」 講 師 : 原 昌平 氏 (読売新聞大阪本社 編集委員・精神保健福祉士)

【島根ギャンブル障がい回復トレーニングプログラム使い方セミナー】

目 的	SAT-G を広く周知することとあわせて、SAT-G を用いたギャンブル障がいへの具体的支援の方法を学び、関係機関のギャンブル障がい支援のスキルアップを目的としたセミナーを開催した。
日 時	平成 29 年 10 月 24 日 (火) 13 : 00～16 : 30
会 場	松江合同庁舎 601 会議室
参加者	関係機関等 (56 名)
内 容	講 義 : ギャンブル障がいの基礎知識 講義・実技 : SAT-G を用いたギャンブル障がいへの支援 講 師 : 佐藤 寛志 (島根県立心と体の相談センター 主任精神保健福祉士)

【SAT-G 集団プログラム】

目的	ギャンブル障がい当事者の回復支援に資することを目的に本プログラムを実施した。					
日時	平成29年4月～平成30年3月 毎月第3火曜日 13:30～15:30					
会場	心と体の相談センター 多目的室					
内容	島根ギャンブル障がい回復トレーニングプログラム SAT-G の集団プログラム					
参加	上期（平成29年4月～平成29年9月） 第1回 7名 第2回 4名 第3回 7名 第4回 8名 第5回 7名 第6回（アンコールセッション）8名 下期（平成29年10月～平成30年3月） 第1回 12名 第2回 12名 第3回 12名 第4回 9名 第5回 4名 第6回（アンコールセッション）5名					

7. 調査・研究事業

「島根ギャンブル障がい回復トレーニングプログラム SAT-G の取り組み」

（1）はじめに

当センターは、精神保健福祉センターとして依存症等の専門相談を行っており、中でもギャンブル障がいの相談件数が近年増加傾向にあることから、ギャンブル障がい当事者へより効果的な支援を行っていくことを目的に、島根ギャンブル障がい回復トレーニングプログラム（Shimane Addiction recovery Training program for Gambling disorder：通称SAT-G）を開発し、平成27年11月から運用を開始した。本稿では、SAT-G を運用開始したことによる、ギャンブル障がいの相談状況の変化と、SAT-G 利用者の変化についてまとめ、考察を加えていく。

（2）SAT-G の概要

- ・ギャンブル障がいに特化した支援プログラムで、認知行動療法を活用したプログラムである。
- ・SMARPP（せりがや病院外来覚せい剤依存再発防止プログラム）を参考に開発した、ワークブックを用いて実施するプログラムで、全5回のセッションを、月1回実施する構造化されたプログラムである。
- ・本プログラムでは、利用者にプログラムの受講目標（断ギャンブル又は節ギャンブル）を設定していただいております。職員はその目標達成を応援することを基本姿勢としている。
- ・平成27年11月から個別プログラムとして実施していたが、利用者が増えたことから、平成28年9月より集団プログラムとして実施している。

（3）SAT-G の実施状況

①相談状況の変化

当センターのギャンブル障がいの相談件数は、増加傾向にあるが、中でもSAT-Gを開始した平成27年度より延べ相談件数が急増した（図1）。プログラム開始以前は、対象者の多くが1度の面接で関わりが終了していたが、プログラムを開始してから、継続来所ケースが大きく増加した。また、プログラムを開始してから、ギャンブル問題のある当事者の来所件数が大きく増加した（図2）。

②SAT-G の実施結果

以下は、プログラムを開始した平成27年11月1日から平成29年3月31日までの実施状況である。

- ・利用者22名中、20名が全セッションを修了し、1名が実施中で、途中離脱者はわずか1名であった。
- ・利用者の95%が北海道精神保健福祉センター作成版（注1）及び、GA作成版（注2）のスクリーニングテストにおいて、いずれもギャンブルへの依存問題があるとの結果であった（図3）。
- ・毎回のセッション終了時に、利用者へ各セッションの理解度を0点（まったくわからなかった）～100点（とてもよくわかった）の間で評価していただいたところ、全てのセッションで90点以上の評価であった（表1）。

- ・毎回のセッション終了時に、利用者に目標（断ギャンブル又は節ギャンブル）達成の自信を0点（ぜんぜん自信がない）～100点（絶対の自信がある）の間で評価していただいたところ、プログラムの回を重ねるごとに徐々に自信が高まっていることが分かった（図4）。
- ・プログラム修了者20名の内、修了時点で断ギャンブル（注3）していた利用者は15名（75%）で、残り5名（25%）は修了時節ギャンブル（注4）の状況であった（図5、表2）。
- ・プログラム修了者20名の内、プログラム開始前後の「頻度」「時間」「金額」のデータが得られている16名の状況を比較したところ、全項目が有意に改善していた（ $P < 0.001$ ）。また、プログラム修了時節ギャンブル状態であった5名のみについても同様であった（ $P < 0.05$ ）。
なお、比較はWilcoxon符号付順位和検定で行った。

（注1）全10問の項目中、5つ以上該当する場合、病的ギャンブラーの可能性が極めて高いとされている。

（注2）全20問の項目中、7つ以上該当する場合、強迫的ギャンブラーの可能性が極めて高いとされている。

（注3）「断ギャンブル」とは、プログラム修了時点で、3ヶ月以上ギャンブルを断っている状態を指す。

（注4）「節ギャンブル」とは、プログラム開始以前と比べ、修了時点の方がギャンブルの頻度、時間、金額のいずれかの項目で改善が見られ、加えていずれの項目にも悪化は見られていない状態を指す。

（4）考察

- ・支援プログラムを実施し、それを周知することで、当事者が支援に繋がりがやすくなったと考える。
- ・本プログラムは、支援内容やゴールが当初から明確に示されているプログラムであり、加えて利用の目標は利用者が決めることから、当事者にとって受け入れやすいプログラムであると考えられる。
- ・プログラムの内容は、分かりやすいプログラムであり、更に利用者の自信を高めることにも寄与するプログラムであると考えられる。
- ・利用者のギャンブル問題の改善に寄与するプログラムであると考えられる。

（5）今後の課題と取り組み

- ・プログラム修了後の変化等、更なる効果検証が課題であり、現在その効果を検証している。
- ・当県においては、ギャンブル障がいへ専門的に支援ができる社会資源は非常に少ない。一方で、ギャンブル障がいの相談は年々増加しており、支援ニーズは非常に高いことから、県民がより身近なところで、早期に支援を受けられる環境を整えていくことも課題であり、本課題に対し、SAT-Gのノウハウの普及に取り組んでいるところである。

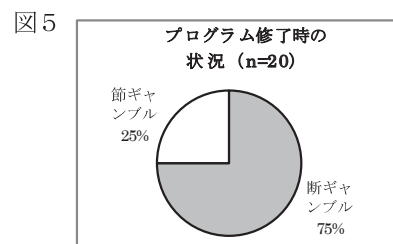
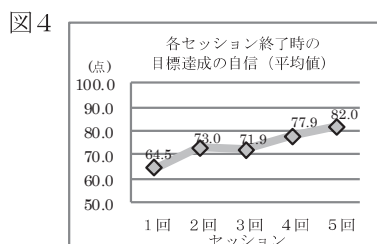
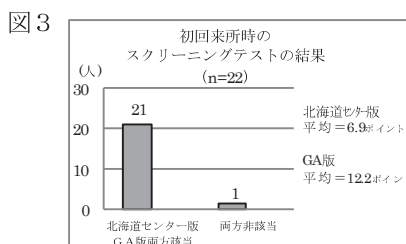
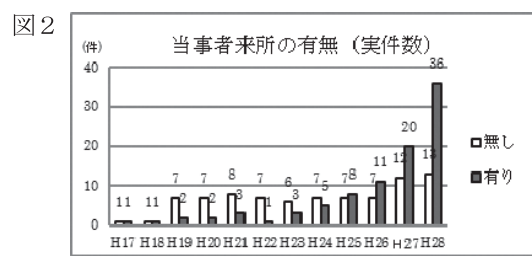
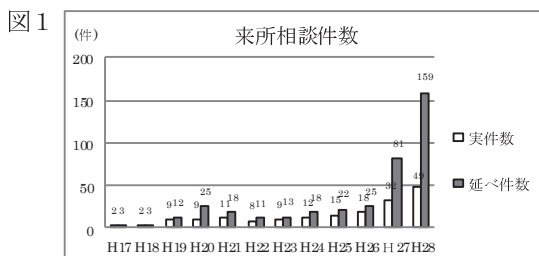


表1 各セッションの理解度

セッション	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	全体平均
平均点	92.5	93.7	96.0	95.3	95.3	94.5

表2 プログラム修了時節ギャンブル該当者5名の変化

	初回来所時直前1ヶ月間			修了直前1ヶ月間		
	頻度(回)	時間(h)	投入額(万)	頻度(回)	時間(h)	投入額(万)
平均	20.64	4.7	11.3	6.36	2.4	1.9

- (6) **研究発表** 第58回(平成29年度) 島根県精神保健福祉環境研究発表会にて発表した。
 第63回(平成29年度) 中国地区公衆衛生学会にて発表した。
 第53回(平成29年度) 全国精神保健福祉センター研究協議会にて発表した。

8. 自死対策推進センター事業

(1) 事業の概要

①目的

自死の高止まり状態に対応するため、自死と関連のある多領域の関係機関との連携を図り、相談対応や啓発、研修等を行い、自死を考えている者や未遂者、自死遺族等への支援の充実を図る。

②事業内容

- ・自死予防や対策に関する情報の収集・整理、関係機関への提供を行う自死対策連携推進員の配置
- ・関係機関のネットワーク強化を目的とした連絡調整会議の開催
- ・自死を考えている者や自死遺族支援に携わる者の専門性向上のための人材育成研修の実施

(2) 事業の実績及び成果

①情報メール配信

自死対策連携推進員が情報の収集を行い、週に1回メールを利用して関係者に向けて情報発信する。

ホームページ内での情報発信の充実。

②圏域連絡調整会議

平成29年12月12日(火) 10:00~12:00(松江) 参加者39名

③人材育成研修

<主催>

1) 「自死対策等関係機関研修会」

日時：平成29年12月12日(火) 13:30~16:00

会場：くにびきメッセ 601大会議室

対象：行政、医療、心理、福祉、教育、司法などの分野において、自死対策に取り組む関係者及び窓口業務等において自死の危険性の高い人に関わる可能性のある者

内容：・講演「足立区 生きる支援の取組みと多機関連携」

講師 足立保健所こころとからだの健康づくり課

こころといのち支援係長 松山 和代 氏

2) 「ゲートキーパー・スキルアップ研修指導者養成講習会」

日時：1日目 平成29年12月2日(土) 10:00~16:30

2日目 平成29年12月3日(日) 9:10~14:45

会場：島根県職員会館 多目的ホール

対象：精神保健福祉領域の専門職、行政のゲートキーパー養成研修担当者

内容：メンタルヘルス・ファーストエイドを学び、「気づく」ゲートキーパーを養成する指導者として必要な知識と技術を身に付ける

講師：MHFA-J(メンタルヘルス・ファーストエイドジャパン) 公認トレーナー・インストラクター

<講師派遣>

○新任保健師等研修会

主催：島根県健康推進課

日時：平成29年7月14日(金)

対象：採用後3年目までの保健師・管理栄養士

○電話相談ボランティア養成講座

主催：社会福祉法人島根いのちの電話

日時：平成29年10月14日(土)

対象：ボランティア養成講座受講生

○雲南圏域子どもの心の診療ネットワーク事業・自死予防対策事業

主催：雲南圏域子どもの心の診療ネットワーク会議、雲南圏域自死予防対策連絡会

日時：平成29年12月27日(水)

対象：子どもの心の相談に関わる教育・保健・医療・福祉機関の職員等

○新規採用養護教諭研修

主催：島根県教育センター

日時：平成30年1月25日(木)

対象：新規採用養護教諭

④普及啓発

○リーフレットの作成

- ①当センター作成のストレスチェックリーフレット『助けて』って言っていんだよ』を活用した自死予防啓発活動を実施した。
- ②自死予防リーフレット「大切な人・身近な人に心を開いてもらう方法～自死を防ぐためにあなたができること～」を作成、学生などの若年者向けの自死予防啓発活動を実施した。

島根県では、『自殺・自死』用語の取り扱いについて、平成25年4月1日から、「県行政における一般的な取り扱いとしては、『自死』を基本としつつ、2つの言葉を状況に応じて使用する。」こととしております。本書においても、原則として『自死』を用いていますが、事業名など改めることが不適切なものについては『自殺』と表記しております。

9. 自死遺族支援

平成20年3月策定の「島根県自殺対策総合計画」、平成25年3月改訂の「島根県自死対策総合計画」に基づき、当センターでは以下の自死遺族支援を実施している。

(1) 「自死遺族のつどい」、「自死遺族のための相談会」の経緯

- ・平成19年8月 島根県自殺総合対策庁内連絡会設置
所長が構成員として参画し、自殺対策の推進及び県計画策定並びに島根県自殺総合対策連絡協議会の運営等に関する検討を実施
- ・平成19年12月22日 島根県及び島根県自殺総合対策連絡協議会の主催により「自殺対策シンポジウム inしまね」を開催
- ・平成20年1月28日 同シンポジウムに参加した自死遺族等を対象として、障害者福祉課と心と体の相談センターが共催し、「自死遺族の会準備会」を開催
- ・平成20年3月22日 「自死遺族の会準備会」をベースとして、第1回目の「自死遺族のつどい」を開催
- ・平成24年4月 遺族の要望を踏まえ、「自死遺族のつどい(分かち合いの会)」の標記を、「自死遺族のつどい」に変更

- ※ 平成20年3月から平成24年度末まで実施した「自死遺族のつどい」の実績、県内で活動する自死遺族自助グループの活動状況を踏まえ、当センターにおける「自死遺族のつどい」の果たす役割は終了したと考えられたため、「自死遺族のつどい」は平成24年度で終了とした。
- ※ 平成25年度からは司法書士と連携し、法的な相談に対応する「自死遺族のための相談会」を開催し、平成27年度からは相談者の希望に沿った日時・場所での個別開催としている。

(2) 「自死遺族のための個別相談」開催状況

- 目 的 自死により大切な家族を亡くされた後、法的な問題等様々なトラブルに巻き込まれる場合があるため、法律の専門家である司法書士と協力して遺族の相談に応じ、遺族支援の充実を図る。
- 会 場 いきいきプラザ島根内相談室・各保健所ほか（相談者の希望に応じて調整）
- 主 催 心と体の相談センター
- 相談員 司法書士1名、相談判定課職員1～2名、
- 開催日 随時（相談者の希望に応じて調整）
- 実 績 相談件数2件（平成29年度）

(3) 相談専用電話「自死遺族相談ダイヤル」

- ・開設時期 平成20年2月
- ・受付時間 月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）の午前8時30分～午後5時15分
- ・実 績 12件（平成29年度）

(4) 平成29年度自死遺族支援研修会

- 日 時：平成30年2月20日（火）13:00～15:30
- 場 所：益田合同庁舎 大会議室
- 対 象：行政職員、医療・精神保健分野の専門職、司法関係者、各種相談機関に従事する者、自死遺族支援に関連する団体の関係者（参加者36名）、その他報道機関2社
- 内 容：講演「分かち合うことの意義について」
- 講 師：しまね分かち合いの会・虹 代表 桑原 正好 氏

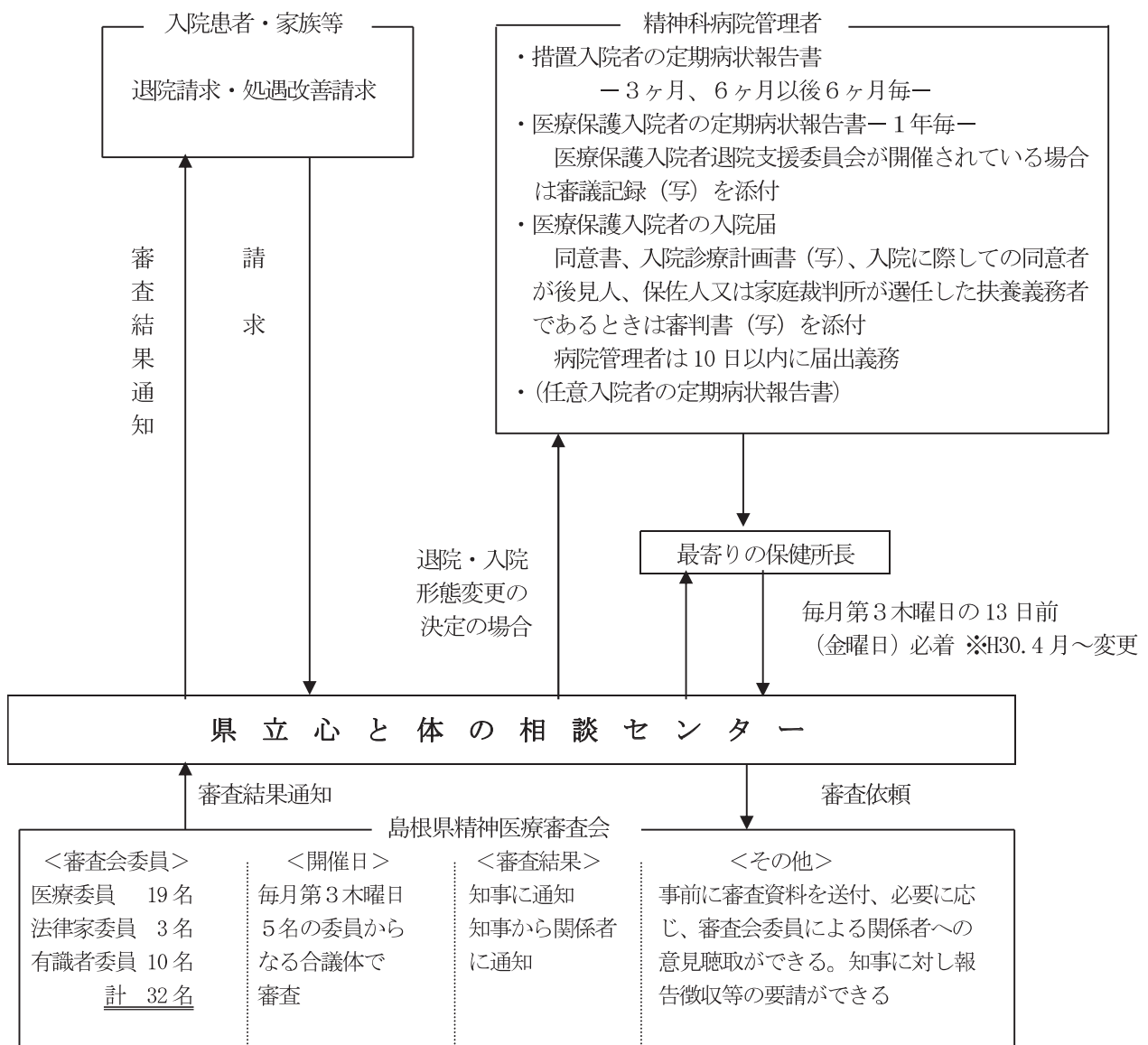
10. 精神医療審査会

精神医療審査会は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第2条の規定により、精神障がい者の人権に配慮しつつ、その適正な医療及び保護を確保する観点から設けられたもので、精神障がい者の入院の要否及び処遇の適否に関する審査を行うため県に設置されている。

(1) 精神医療審査会における審査事項

- ア. 措置入院者に係る定期の報告（措置入院者の定期病状報告書）
- イ. 医療保護入院者に係る定期の報告（医療保護入院者の定期病状報告書）
- ウ. 医療保護入院者の入院届（法第33条第1項の規定によるもの）
- エ. 入院患者又はその家族等からの退院等の請求（法第38条の4）
- オ. 任意入院者に係る定期の報告（改善命令等を受けた精神科病院のみ）

(2) 事務処理の流れ



(3) 精神医療審査会の審査状況

① 定期の報告等

	審査件数	審査結果件数			
		現在の入院 形態が適当	他の入院形態へ の移行が適当	入院継続 不要	
医療保護入院時の届出					
25年度	1,214	1,214	0	0	
26年度	1,210	1,210	0	0	
27年度	1,208	1,208	0	0	
28年度	1,325	1,325	0	0	
29年度	1,163	1,163	0	0	
入院中の 定期病状 報告	医療保護入院				
	25年度	832	832	0	0
	26年度	857	857	0	0
	27年度	854	854	0	0
	28年度	898	898	0	0
	29年度	801	801	0	0
	措置入院				
	25年度	18	18	0	0
	26年度	19	19	0	0
	27年度	8	8	0	0
28年度	13	13	0	0	
29年度	15	15	0	0	
合計					
25年度	2,064	2,064	0	0	
26年度	2,086	2,086	0	0	
27年度	2,070	2,070	0	0	
28年度	2,236	2,236	0	0	
29年度	1,979	1,979	0	0	

② 退院等の請求

	請求件数	審査件数	審査結果件数		
			入院又は 処遇が適当	他の入院形態へ の移行が適当	入院又は処遇 は不適当
退院の請求					
25年度	26	24	24	0	0
26年度	25	22	22	0	0
27年度	22	22	22	0	0
28年度	20	17	17	0	0
29年度	17	15	15	0	0
処遇改善の請求					
25年度	7	6	6	0	0
26年度	11	9	9	0	0
27年度	7	6	6	0	0
28年度	4	4	4	0	0
29年度	3	3	3	0	0
合計					
25年度	33	30	30	0	0
26年度	36	31	31	0	0
27年度	29	28	28	0	0
28年度	24	21	21	0	0
29年度	20	18	18	0	0

11. 精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療（精神通院医療）の判定

(1) 平成 29 年度精神障害者保健福祉手帳等判定審査会

平成 11 年の精神保健福祉法改正により、精神障害者保健福祉手帳の交付判定と通院医療の支給認定が精神保健福祉センターの行う業務と位置づけられた。これに伴い、当センターでは「島根県精神障害者保健福祉手帳等判定審査会運営要領」により、複数の精神保健指定医による審査会を月 2 回開催し、診断書を添付して申請のあった手帳、自立支援医療（精神通院医療）については、その判定を経て交付を行っている。

なお、精神通院については、平成 18 年度に施行された障害者自立支援法に基づき自立支援医療（精神通院医療）へと、根拠法及び名称が変更されている。（平成 25 年 4 月から障害者総合支援法に改称）

(2) 平成 29 年度月別承認状況

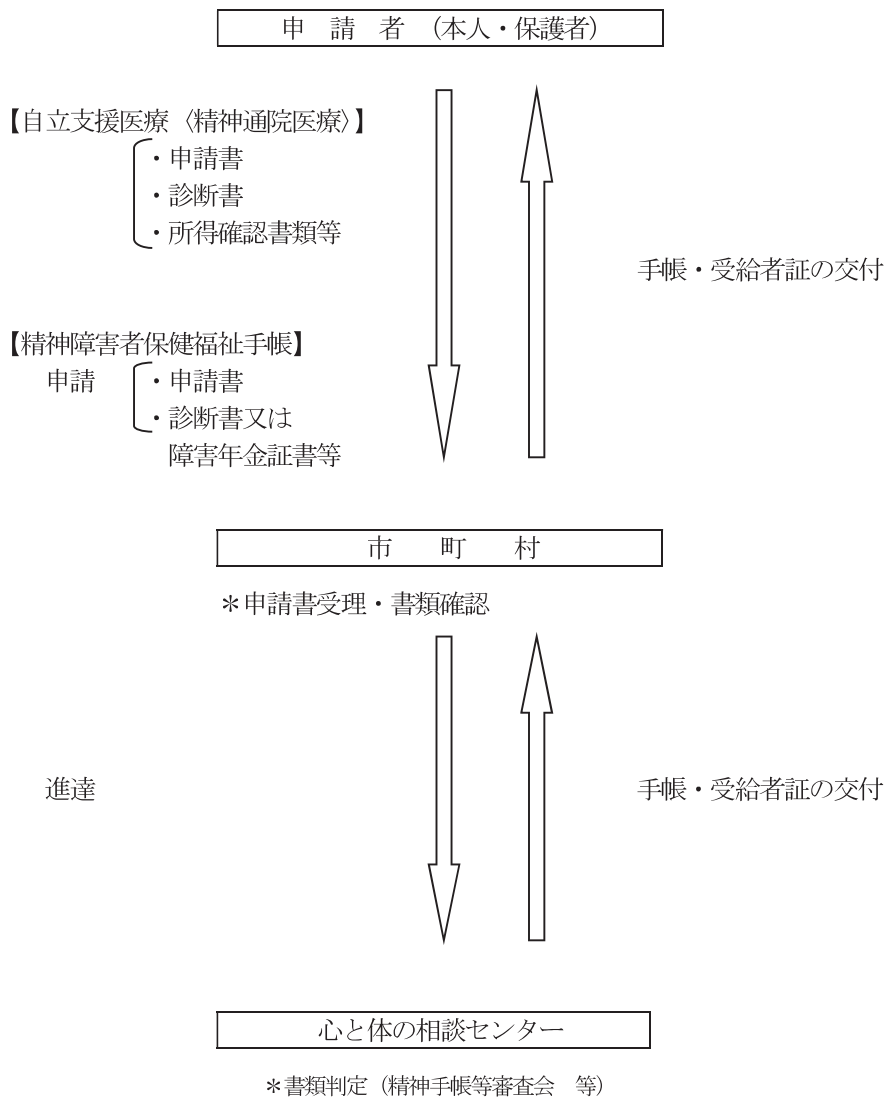
下表のとおり、手帳及び受給者証を交付している。

精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療受給者証（精神通院医療） 月別承認件数

月	手帳		精神通院医療 承認件数
	承認件数	うち診断書	
4 月	277	198	1, 742
5 月	300	150	1, 183
6 月	300	174	1, 353
7 月	274	177	1, 442
8 月	301	148	1, 128
9 月	251	146	1, 173
10 月	321	183	1, 388
11 月	280	158	1, 230
12 月	199	159	1, 108
1 月	354	177	1, 494
2 月	280	170	1, 430
3 月	296	176	1, 568
計	3, 433	2, 016	16, 239

(平成 30 年 6 月 29 日作成)

(3) 精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療（精神通院医療）事務の流れ



「高次脳機能障がい県支援拠点編」

◇高次脳機能障がい県支援拠点編

平成 19 年度から新規事業として高次脳機能障がい者支援事業が立ち上げられた。

当センターは県支援拠点として、関係機関等との連携確保・連絡調整の役割を受け持ち、支援コーディネーター連絡会議の開催、関係機関へ向けた啓発を行った。あわせて、相談支援コーディネーター業務及び圏域相談支援拠点業務を委託して、次のような活動を行った。

なお、平成 29 年度の島根県障がい者自立支援協議会高次脳機能障がい者支援部会において、支援体制の見直しがなされ、平成 30 年度より県支援拠点を廃止し、県内を 3 地域に分け各地域に「地域支援拠点」を設置する新たな体制に移行することとなった。(P37 を参照)

1. 相談支援コーディネーター業務

(1) 圏域拠点会議への参加

県支援コーディネーター（エスポアール出雲クリニック）がネットワーク会議に参加して、国の動向及び県の施策等について情報提供を行うとともに、事例を通して、各関係機関のネットワークのあり方について助言を行った。

また、ケース・カンファレンスに参加して、事例を掘り下げて検討することで、高次脳機能障がい者への有効な支援を探った。

<ネットワーク会議>

各圏域ネットワーク会議（2－（3）参照）へ参加

<ケース会議>

各圏域ケース会議（2－（4）参照）に参加し、助言を行った。

(2) 普及啓発

関係機関の職員等を対象にした研修会へ、県支援コーディネーターを講師等として派遣を行った。

と き	名称（主催者）	対象者	人数
8 月 2 日	平成 29 年度第 2 回大田圏域高次脳機能障がい支援研修会（地域活動支援センターのほほん）	教育・保育・障がい児者福祉・行政関係者等	32 名
10 月 30 日	平成 29 年度大田市民生児童委員協議会地域福祉部会研修会（大田市民生児童委員協議会）	大田市の民生児童委員	115 名
11 月 6 日	平成 29 年度第 2 回雲南圏域高次脳機能障がい者支援研修会（相談支援事業所そよかぜ館）	障がい福祉・医療・行政関係者等	31 名
11 月 14 日	高次脳機能障がい者支援についての勉強会（相談支援事業所そよかぜ館）	奥出雲町役場職員・その他関係機関職員	13 名
11 月 21 日	平成 29 年度第 2 回松江圏域高次脳機能障がい研修会（厚生センター相談支援事業所）	医療機関・障がい福祉サービス事業所・当事者・家族等	19 名
1 月 29 日	職員研修会（松江青葉病院）	松江青葉病院職員	50 名
2 月 9 日	平成 29 年度益田圏域高次脳機能障がい研修会（相談支援事業所ほっと）	支援関係者、当事者・家族	26 名
3 月 2 日	第 12 回障がい児支援研修会（社会福祉法人亀の子）	福祉関係者、医療関係者、学校関係者等	24 名

(3) 家族支援

県支援コーディネーターとして家族会活動、家族のつどい、サロン相談会等に参加した。

と き	と ころ	内 容
4月26日 5月10日 6月19日 7月3日 7月24日	出雲市	らぶらぶコンサート 準備会・実行委員会
5月28日	松江市	脳外傷友の会 通常総会

と き	と ころ	内 容
7月17日	出雲市	らぶらぶコンサート
7月21日 9月30日 2月3日	出雲市	つどい

2. 圏域相談支援拠点業務

(1) 圏域相談支援拠点の新規相談者数

新規者	実人員	(再掲) 新規者の相談経路						
		医療機関	障がい者支援事業所	介護保険事業所	保健所	市町村	その他	なし
人員	74	48	8	7	0	6	3	2

(2) 相談のべ件数

	電話	来所	訪問	その他	計
本人・家族	903	1465	434	363	3,165
関係機関	1190	219	161	354	1,924
計	2,093	1,684	595	717	5,089

(3) ネットワーク会議

圏域名	開催月日	参加者
松江	5月17日	28人
	8月23日	31人
	11月15日	25人
	2月21日	28人
雲南	6月7日	25人
	12月6日	31人
出雲	4月19日	46人
	6月21日	40人
	8月16日	34人
	10月18日	47人
	12月20日	29人
	2月21日	41人

圏域名	開催月日	参加者
大田	5月26日	25人
	9月22日	24人
	1月26日	21人
浜田	6月6日	21人
	3月6日	23人
益田	5月12日	28人
	9月8日	31人
	2月9日	30人
隠岐	7月12日	14人
	7月13日	10人

(4) その他主催した会合・研修会等

研修会・講習会		ケース会議		家族会・交流会	
開催数	参加者数	開催数	参加者数	開催数	参加者数
16	915	99	547	18	220

3. 連携確保・連絡調整

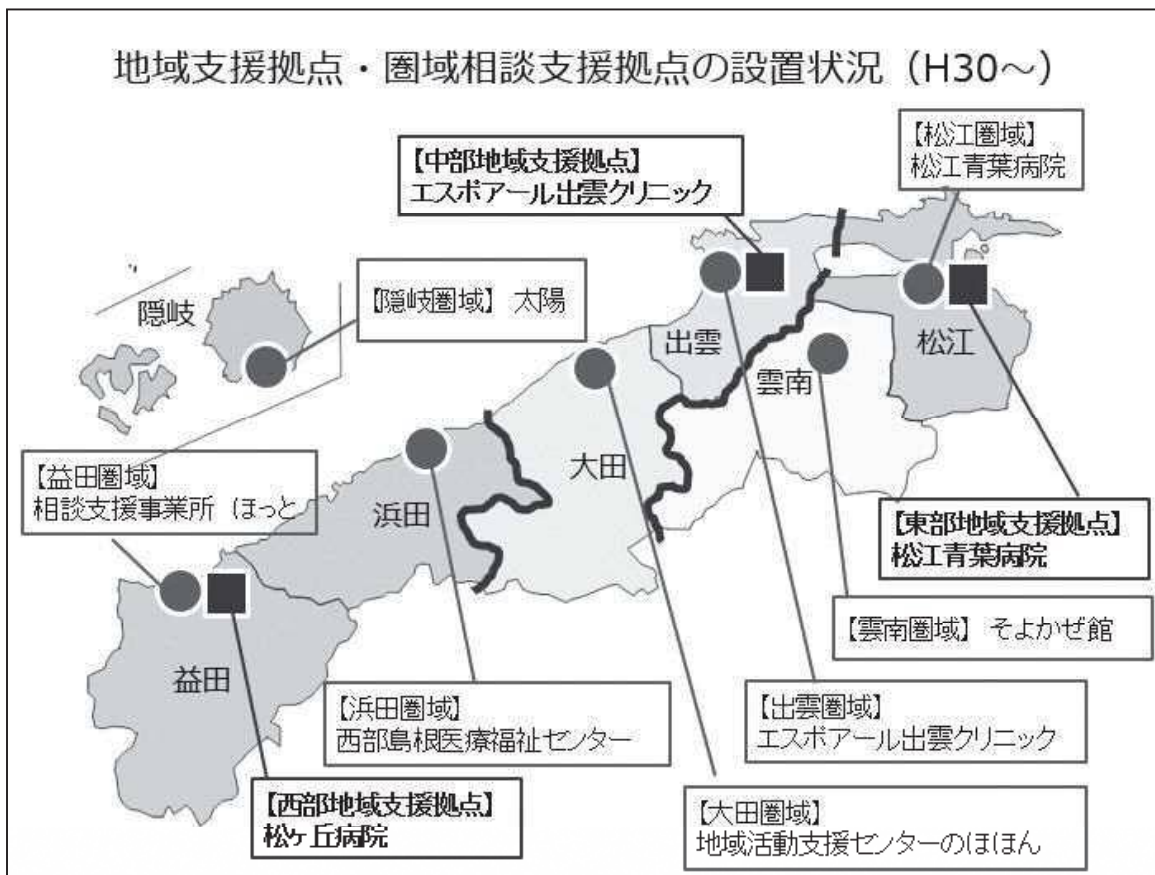
(1) 支援コーディネーター連絡会議開催

各圏域相談支援拠点の支援コーディネーターの技術向上と均衡を図ることを目的として連絡会議を開催した。

(参加者) 圏域相談支援拠点の支援コーディネーター、県支援コーディネーター、保健所職員

(内 容) 各圏域の状況報告等

第1回	平成29年5月11日(木)	場所：松江合同庁舎 602 会議室 参加人数：25名
第2回	平成29年10月10日(火)	場所：いきいきプラザ島根 401 研修室 参加人数：25名



「ひきこもり支援センター編」

◇島根県ひきこもり支援センター編

平成 25 年度に県内の民生委員・児童委員に対して行ったひきこもり等に関する実態調査では「ひきこもり状態等」の該当者は 1,040 人であった。また、男性が多く 40 歳代以上が過半数であり、何の支援も受けていない方が最多だった。このような調査結果を踏まえ、平成 27 年 4 月に島根県立心と体の相談センター内に「島根県ひきこもり支援センター」を設置し、面接相談や電話相談、家族教室の開催や関係機関との連携・情報発信など、さまざまな取り組みを行っている。

(1) 来所相談・電話相談

①ひきこもり相談件数の推移

	H25	H26	H27	H28	H29
来所・実人数	10	22	69	88	112
来所・延人数	17	44	282	478	532
電話相談	16	31	96	103	140

*平成 27 年度に島根県ひきこもり支援センターを開設。

*精神保健福祉相談の中でひきこもり状態にある者に関する相談について、ひきこもり相談として計上。

*ひきこもりとは、自宅を中心とした生活で、就学・就労といった社会参加をしていない状態が概ね 6 ヶ月以上続いている状態をさす。なお、統合失調症等明らかな精神疾患の診断を受けている者に関する相談は除外している。

②相談対象者の内訳

		来所・実人数			来所・延人数
		男性	女性	計	
年齢階層	10 代	14	5	19	80
	20 代	34	8	42	233
	30 代	23	7	30	150
	40 代	17	2	19	66
	50 代以上	1	1	2	3
計		89	23	112	532

(2) 小集団グループ活動

ひきこもりの悩みを抱える者が安心して定期的に通うことのできる場を提供し、集団活動を通じて自信の回復と社会適応の促進を図る目的で開催した。

①クローバー

対 象 主としてひきこもりの問題を抱え、社会参加が困難である中学校卒業以降の年齢にある者で、社会参加が困難なもの（但し、統合失調症、うつ病等の精神疾患に起因するものは除く）。

開催日 毎週木曜日 13:30～15:30

プログラム ストレッチ（3B体操）、レーザークラフト、カードゲームなど

<開催状況>

開催回数	47回
登録実人数	10人
参加延人数	287人
平均参加人数	6.1人

<登録者の男女別、性別内訳>

	16～20歳	21～25歳	26～30歳	31歳～	合計
男性	1	4	3	2	10
女性	0	0	0	0	0
計	1	4	3	2	10

<来所経路>

前年度から継続参加	直接来所	医療機関	保健所	合計
7	3	0	0	10

②しろつめくさ

ひきこもりという問題の特性上、支援対象者には男性が多く、クローバーにおいても、平成 22 年の開催以降、女性の参加者はいないという状況がある。

ひきこもっている女性にとって、男性のみの集団に参加することはハードルが高いと考えられ、平成 29 年度から、女性のみを対象とした小集団グループ活動「しろつめくさ」を開催することとした。

対象者 クローバーへの参加が困難な女性
 開催日 毎月第4水曜日 13:30～15:30
 プログラム 手芸作品づくり、塗り絵、お菓子作りなど

<開催状況>

開催回数	6回
登録実人数	4人
参加延人数	16人
平均参加人数	2.7人

<登録者の年齢内訳>

16～20歳	21～25歳	26～30歳	31歳～	合計
0人	1人	2人	1人	4人

<来所経路>

直接来所	医療機関	保健所	合計
3人	1人	0人	4人

(3) ひきこもり家族教室

ひきこもり当事者のいる家族の方が、当事者への理解や対応方法を学ぶとともに共通の悩みを分かち合うことで、家族自身の不安を軽減し、問題の解決に向けて取り組むことを目的として開催した。

対象者 中学校卒業後のひきこもり状態の当事者がいる家族

会場		開催日	参加人数	申込実人数	家族数
松江 (いきいきプラザ島根)	第1回	H29. 7. 10	24名	30名 (雲南、隠岐の 合流者除く)	24家族 (雲南、隠岐の 合流者除く)
	第2回	H29. 9. 8	17名		
	第3回	H29. 10. 16	19名		
	第4回	H29. 11. 29	13名		
出雲 (出雲保健所)	第1回	H29. 7. 21	7名	16名 (雲南、県央の 合流者除く)	15家族 (雲南、県央の 合流者除く)
	第2回	H29. 9. 22	7名		
	第3回	H29. 10. 13	7名		
	第4回	H29. 11. 24	7名		
浜田 (浜田保健所)	第1回	H29. 7. 3	6名	13名	12家族
	第2回	H29. 9. 1	6名		
	第3回	H29. 10. 2	8名		
	第4回	H29. 11. 6	7名		
益田 (益田合同庁舎)	第1回	H29. 8. 29	2名	4名	4家族
	第2回	H29. 9. 29	2名		
	第3回	H29. 10. 27	3名		
	第4回	H29. 12. 1	2名		
雲南 (雲南保健所)	第1回	H29. 8. 4	2名	2名	2家族
県央 (県央保健所)	第1回	H29. 8. 23	2名	2名	2家族
隠岐 (島前)	第1回	H29. 6. 6	0名	申し込みがなかったため、支援者研修として 実施	
隠岐 (島後)	第1回	H29. 6. 7	0名		
			参加延人数	申込実人数合計	申込実家族数合計
			141名	67名	59家族

(4) 家族会支援

①島根家族会への運営支援

平成26年5月に立ち上がった「ひきこもり島根家族会」の活動支援をおこない、共に島根県におけるひきこもり支援の充実を図っている。

<家族会例会への職員参加>

H29. 4/15、5/13、7/8、8/19、9/9、10/21、11/11、12/16、H30. 2/17 計9回参加

<家族会・KHJ 協同代表との交流会>

センター主催のひきこもり支援研修会講師として招致した中垣内 正和氏 (NPO 法人 全国ひきこもり KHJ 家族会連合会 協同代表) と家族会会員との交流会を開催した。

日 時：平成30年1月8日 11:30~12:30

会 場：島根県民会館 306 会議室

①家族つどい開催

目的 ひきこもり家族教室参加者及びひきこもりに関する来所相談を利用した方が集い、それぞれの悩みを分かち合う中で不安の軽減を図るとともに、対応の工夫を学び、取り組みへの意欲を維持することを目的として開催した。平成29年度、益田会場を新たに設けた。

開催時間 各会場 13:30~15:30

<松江会場>いきいきプラザ島根2階 201 研修室

日程	H29. 4. 24	H29. 6. 2	H30. 2. 26
参加人数	6名	2名	0名

延人数8名 実人数7名

<出雲会場>出雲保健所2階 健康増進室

日程	H29. 4. 28	H29. 6. 16	H30. 2. 2
参加人数	5名	1名	1名

延人数7名 実人数6名

<浜田会場>浜田合同庁舎別館（浜田保健所）3階 多目的室

日程	H29. 5. 9	H30. 1. 23	H30. 3. 5
参加人数	3名	4名	3名

延人数10名 実人数4名

<益田会場>益田保健所2階 集団指導室

日程	H29. 4. 5	H29. 6. 20	H30. 2. 15
参加人数	5名	3名	1名

延人数9名 実人数6名

(5) 市町村等への技術支援・研修の実施

①困難事例等に関する市町村への技術援助

電話による助言 11回
事例検討会、ケース協議 4回
訪問への同行支援 1回

②支援者向け研修の開催（圏域ネットワーク研修会）

	場所	日付	参加人数
松江	松江合同庁舎	H30. 1. 31	40名
出雲	出雲保健所	H29. 12. 18	23名
雲南	雲南合同庁舎	H30. 2. 27	13名
県央	県央保健所	H30. 1. 15	23名
浜田	浜田保健所	H30. 2. 13	23名
益田	益田合同庁舎	H30. 2. 14	37名
隠岐（島前）	隠岐島前集合庁舎	H29. 12. 7	8名
（島後）	隠岐合同庁舎	H29. 12. 8	17名

(6) 支援会議等

①島根県ひきこもり支援連絡協議会

目的 社会生活を円滑に営む上で困難を有するひきこもりに対する支援の充実を図るため、島根県ひきこもり支援連絡協議会を設置し、教育・福祉・保健・医療・矯正・更生保護・雇用その他ひきこもり支援に関連する分野の関係機関等が連携することにより、総合的なひきこもり支援の取り組みを進める。（島根県子ども・若者支援地域協議会と合同開催）

構成機関 教育、福祉、保健・医療、矯正・更生保護、雇用、子ども・若者総合相談窓口など

	場所	日時	参加機関（人数）
代表者会議	島根県警察本部	H29. 7. 18 (13:30～15:30)	38 機関 (53 名)
実務担当者会議	島根県民会館	H30. 3. 6 (13:30～15:30)	28 機関 (33 名)

②圏域支援ネットワーク会議

目的 ひきこもり支援に関して各圏域において各関係機関が連携を深めていくこと、また相談支援体制の向上を目的に開催した。

	場所	日付	参加人数
松江	松江合同庁舎	H30. 1. 31	10 名
出雲	出雲保健所	H29. 12. 18	7 名
雲南	雲南合同庁舎	H30. 2. 27	11 名
県央	県央保健所	H30. 1. 15	9 名
浜田	浜田保健所	H30. 2. 13	14 名
益田	益田合同庁舎	H30. 2. 14	6 名
隠岐（島前）	隠岐島前集合庁舎	H29. 12. 7	5 名
（島後）	隠岐合同庁舎	H29. 12. 8	3 名

（7）広報啓発

①ひきこもり支援研修会

日時 平成30年1月8日（月・祝） 13:00～15:00

会場 島根県民会館 中ホール

参加者 185 名

内容

【活動報告】

「島根県ひきこもり支援センターの取り組みについて」

【講演】

「ひきこもりからの回復」

講師 ながおか心のクリニック院長

NPO 法人全国 KHJ ひきこもり家族会連合会協同代表 中垣内 正和 氏

②ひきこもり支援研修会～働けないお子さんのためのライフプランセミナー～

日時 平成30年3月13日（火） 13:30～15:30

会場 出雲市民会館 301 会議室

参加者 107 名

内容

講演 「ひきこもりの子を持つ親の生活設計」

講師：村井 英一氏（ファイナンシャルプランナー）

③ひきこもり支援センターリーフレット（平成30年2月改訂版）

5000 部作成

III 資 料

Ⅲ 資 料

1. 島根県立心と体の相談センター条例

平成16年12月24日 島根県条例第82号
(改正 平成18年条例第16号)
(改正 平成20年条例第2号、第16号)

(趣旨)

第1条 この条例は、島根県立心と体の相談センターの設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第11条第1項の規定に基づく身体障害者更生相談所、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第6条第1項の規定に基づく精神保健福祉センター及び知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第12条第1項の規定に基づく知的障害者更生相談所として、島根県立心と体の相談センター(以下「センター」という。)を松江市に設置する。

(使用料等の納付)

第3条 センターにおいて診療を受けようとする者又は診断書若しくは証明書の複本の交付を受けようとする者は、別表に定める使用料又は手数料を納付しなければならない。

(使用料等の減免)

第4条 知事は、公益上特に必要があると認めるときは、使用料又は手数料を減免することができる。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

【2～4】略

附 則(平成18年条例第16号)

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

【2】略

附 則(平成20年条例第2号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成20年条例第16号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

種 別	使用料又は手数料
診察(健康保険法(大正11年法律第70号)の規定による療養の給付その他法令の規定によりその給付に要する費用の額が同法第76条第2項の規定に基づく厚生労働大臣の定めにより算定されることとされている療養の給付を受けることができる場合又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の規定による療養の給付を受けることができる場合)	診療報酬の算定方法(健康保険法第76条第2項又は高齢者の医療の確保に関する法律第71条第1項の規定に基づき療養の給付に要する費用の額の算に関して厚生労働大臣が定めるものをいう。)で定める医科診療報酬の点数表により算定した点数1点につき10円として計算した額
診断書又は証明書の複本の交付	1通につき720円

2. 市町村の障がい者福祉担当窓口

平成30年4月1日現在

市町村名	課名	電話	FAX	管内		
				児童相談所	保健所	年金事務所
松江市	障がい者福祉課	0852-55-5304	0852-55-5309	中央	松江	松江
浜田市	地域福祉課	0855-25-9322	0855-23-4922	浜田	浜田	浜田
出雲市	福祉推進課	0853-21-6959	0853-21-6598	出雲	出雲	出雲
益田市	障がい者福祉課	0856-31-0251	0856-31-8120	益田	益田	浜田
大田市	地域福祉課	0854-83-8143	0854-82-9730	浜田	県央	出雲
安来市	福祉課	0854-23-3217	0854-32-9008	中央	松江	松江
		0854-23-3216				
江津市	健康医療対策課	0855-52-7934	0855-52-1374	浜田	浜田	浜田
雲南市	長寿障がい福祉課	0854-40-1042	0854-40-1049	出雲	雲南	松江
奥出雲町	福祉事務所	0854-54-2541	0854-54-2030			出雲
飯南町	福祉事務所	0854-72-1773	0854-72-1775			出雲
川本町	健康福祉課	0855-72-0633	0855-72-0635	浜田	県央	浜田
美郷町	健康福祉課	0855-75-1931	0855-75-1505			
邑南町	福祉課	0855-95-1115	0855-95-0268			
津和野町	健康福祉課	0856-72-0673	0856-72-1650	益田	益田	
吉賀町	保健福祉課	0856-77-1165	0856-77-1891			
海士町	健康福祉課	08514-2-1823	08514-2-0208	中央	隠岐	松江
西ノ島町	健康福祉課	08514-6-0104	08514-6-0683			
知夫村	村民福祉課	08514-8-2211	08514-8-2093			
隠岐の島町	福祉課	08512-2-8561	08512-2-6630			

3. 各手帳及び自立支援医療(精神通院医療)受給者証の交付状況

(1) 身体障害者手帳

① 市町村別：等級別(18歳未満・65歳以上) 身体障害者手帳所持者数

平成30年3月31日現在

	1級		2級		3級		4級		5級		6級		合計							
	18歳未満	65歳以上	18歳未満	65歳以上	18歳未満	65歳以上	18歳未満	65歳以上	18歳未満	65歳以上	18歳未満	65歳以上	18歳未満	65歳以上						
松江市	2,941	2,131	1,104	726	1,309	17	1,051	2,085	11	1,722	412	3	291	649	6	539	8,500	149	6,460	
浜田市	900	711	397	5	301	4	392	738	3	613	187	1	155	229	2	190	2,919	25	2,362	
出雲市	2,724	2,064	1,012	19	739	20	848	1,756	5	1,445	426	3	314	574	10	464	7,522	107	5,874	
益田市	703	559	338	7	255	6	336	603	5	500	189	0	145	327	1	287	2,571	32	2,082	
大田市	619	480	267	3	197	5	282	425	0	357	123	1	95	137	1	120	1,907	19	1,531	
安来市	581	440	212	2	164	2	237	659	1	585	111	0	89	138	0	118	1,987	22	1,633	
江津市	405	313	170	0	130	0	157	345	3	296	87	0	73	114	2	98	1,317	6	1,067	
雲南市	769	619	273	7	206	5	319	597	1	535	98	0	80	198	1	158	2,300	26	1,917	
奥出雲町	199	158	96	0	78	0	106	209	2	183	54	0	39	65	0	59	744	3	623	
飯南町	112	87	37	1	31	1	52	102	1	90	30	0	25	26	1	23	368	5	308	
川本町	71	56	47	0	35	0	33	58	0	53	22	0	19	27	0	22	260	1	218	
美郷町	93	79	48	0	39	0	43	92	1	80	30	0	25	27	0	26	340	1	292	
邑南町	177	145	92	0	80	0	107	179	1	155	56	0	45	67	0	58	697	3	590	
津和野町	146	115	64	1	50	84	70	148	0	124	54	0	45	44	0	38	540	5	442	
吉賀町	121	97	47	0	38	71	60	119	0	102	45	0	34	59	0	55	462	2	386	
海士町	42	35	32	0	27	33	30	73	0	68	13	0	13	19	0	14	212	0	187	
西ノ島町	50	41	25	0	21	44	1	42	61	0	56	20	0	15	25	0	24	225	1	199
知夫村	6	6	5	0	4	10	0	10	23	0	23	5	0	5	6	0	6	55	0	54
隠岐の島町	252	196	111	0	90	133	0	113	210	2	173	44	0	40	52	0	48	802	5	660
合計	10,911	8,332	4,377	76	3,211	5,169	62	4,288	8,482	36	7,160	2,006	8	1,547	2,783	24	2,347	33,728	412	26,885
構成比	32.3%	50.0%	13.0%	18.4%	11.9%	15.3%	15.0%	15.9%	25.1%	8.7%	26.6%	5.9%	1.9%	5.8%	8.3%	5.8%	8.7%			

②-1 市町村別：障がい別：年齢別（18歳未満・65歳以上） 身体障害者手帳所持者数

平成30年3月31日現在

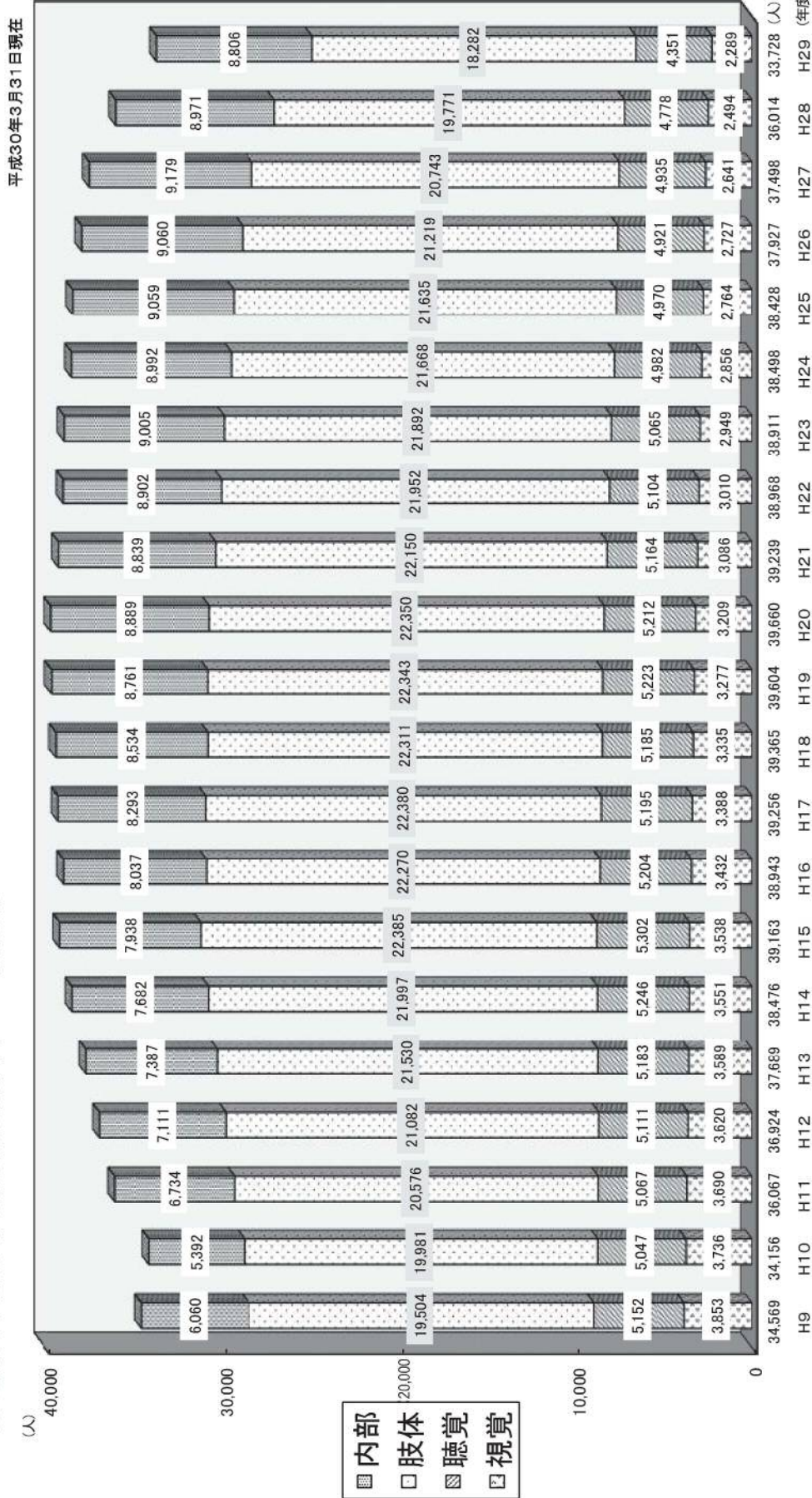
	視覚機能障害		聴覚・平衡機能障害		音声・言語・そしゃく機能障害		肢体不自由		内部障害		合計							
	18歳未満	65歳以上	18歳未満	65歳以上	18歳未満	65歳以上	18歳未満	65歳以上	18歳未満	65歳以上	18歳未満	65歳以上						
松江市	529	4	361	950	27	755	109	0	71	4,566	89	3,398	2,346	29	1,875	8,500	149	6,460
浜田市	183	0	155	289	6	234	34	0	25	1,690	14	1,357	723	5	591	2,919	25	2,362
出雲市	575	7	459	814	23	646	104	0	58	3,875	51	3,012	2,154	26	1,699	7,522	107	5,874
益田市	165	2	134	376	6	326	23	0	17	1,457	14	1,159	550	10	446	2,571	32	2,082
大田市	148	0	117	215	3	182	32	1	17	1,005	12	802	507	3	413	1,907	19	1,531
安来市	101	1	81	341	1	318	25	0	17	1,016	18	796	504	2	421	1,987	22	1,633
江津市	94	0	82	152	3	132	17	1	9	737	2	580	317	0	264	1,317	6	1,067
雲南市	143	2	113	252	7	214	27	0	21	1,272	10	1,046	606	7	523	2,300	26	1,917
奥出雲町	53	0	42	89	1	80	5	0	3	432	1	353	165	1	145	744	3	623
飯南町	23	0	19	25	4	17	3	0	1	227	1	196	90	0	75	368	5	308
川本町	19	0	16	35	0	32	4	0	4	143	1	111	59	0	55	260	1	218
美郷町	28	0	25	41	0	40	2	0	2	187	0	152	82	1	73	340	1	292
邑南町	41	0	32	70	0	65	14	0	10	413	3	342	159	0	141	697	3	590
津和野町	33	0	30	56	0	50	6	0	3	308	4	240	137	1	119	540	5	442
吉賀町	34	0	26	69	0	61	6	0	4	247	2	206	106	0	89	462	2	386
海士町	18	0	16	19	0	17	3	0	2	139	0	123	33	0	29	212	0	187
西ノ島町	19	0	17	34	0	29	4	0	4	132	1	117	36	0	32	225	1	199
知夫村	2	0	1	8	0	8	1	0	1	32	0	32	12	0	12	55	0	54
隠岐の島町	81	0	76	81	0	73	16	1	11	404	3	324	220	1	176	802	5	660
合計	2,289	16	1,802	3,916	81	3,279	435	3	280	18,282	226	14,346	8,806	86	7,178	33,728	412	26,885
構成比	6.8%		11.6%		1.3%		54.2%		26.1%									

②-2 市町村別：障がい別：男女別 身体障害者手帳所持者数

平成30年3月31日現在

	視覚機能障害		聴覚・平衡機能障害		音声・言語・そしゃく機能障害		肢体不自由		内部障害		合計					
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女				
	松江市	529	255	274	950	389	561	109	4,566	1,879	2,687	2,346	1,245	1,101	8,500	3,845
浜田市	183	66	117	289	121	168	34	1,690	716	974	723	384	339	2,919	1,314	1,605
出雲市	575	253	322	814	363	451	104	3,875	1,741	2,134	2,154	1,224	930	7,522	3,647	3,875
益田市	165	66	99	376	137	239	23	1,457	628	829	550	296	254	2,571	1,143	1,428
大田市	148	65	83	215	93	122	32	1,005	437	568	507	275	232	1,907	896	1,011
安来市	101	47	54	341	147	194	25	1,016	443	573	504	266	238	1,987	923	1,064
江津市	94	37	57	152	68	84	17	737	310	427	317	162	155	1,317	592	725
雲南市	143	64	79	252	110	142	27	1,272	538	734	606	345	261	2,300	1,077	1,223
奥出雲町	53	20	33	89	36	53	5	432	165	267	165	103	62	744	329	415
飯南町	23	10	13	25	12	13	3	227	95	132	90	45	45	368	164	204
川本町	19	9	10	35	16	19	4	143	55	88	59	31	28	260	115	145
美郷町	28	10	18	41	13	28	2	187	85	102	82	46	36	340	156	184
邑南町	41	15	26	70	30	40	14	413	184	229	159	95	64	697	334	363
津和野町	33	12	21	56	18	38	6	308	131	177	137	71	66	540	237	303
吉賀町	34	17	17	69	30	39	6	247	102	145	106	60	46	462	213	249
海士町	18	10	8	19	10	9	3	139	52	87	33	18	15	212	92	120
西ノ島町	19	8	11	34	13	21	4	132	43	89	36	21	15	225	89	136
知夫村	2	1	1	8	3	5	1	32	6	26	12	8	4	55	19	36
隠岐の島町	81	31	50	81	34	47	16	404	166	238	220	125	95	802	367	435
合計	2,289	996	1,293	3,916	1,643	2,273	435	18,282	7,776	10,506	8,806	4,820	3,986	33,728	15,552	18,176

④ 身体障害者手帳所持者数・障がい別推移



(2) 自立支援医療費（精神通院医療）精神障害者保健福祉手帳

① 市町村別自立支援医療（精神通院医療）・精神障害者保健福祉手帳所持者数

平成30年3月31日現在

区分	自立支援医療費 対象者	手帳所持者			
		1級	2級	3級	合計
県計	16,128	1,539	3,810	1,388	6,737
松江保健所管内	6,063	501	1,464	506	2,471
松江市	5,205	417	1,238	419	2,074
安来市	858	84	226	87	397
雲南保健所管内	1,239	90	229	90	409
雲南市	859	58	148	52	258
奥出雲町	267	21	58	26	105
飯南町	113	11	23	12	46
出雲保健所管内	4,031	398	848	280	1,526
出雲市	4,031	398	848	280	1,526
県央保健所管内	1,074	148	375	108	631
大田市	698	109	252	60	421
川本町	77	12	27	8	47
美郷町	94	15	39	10	64
邑南町	205	12	57	30	99
浜田保健所管内	1,938	183	473	245	901
浜田市	1,337	133	335	164	632
江津市	601	50	138	81	269
益田保健所管内	1,335	143	322	134	599
益田市	993	111	244	96	451
津和野町	185	15	47	19	81
吉賀町	157	17	31	19	67
隠岐保健所管内	448	76	99	25	200
海士町	48	23	17	3	43
西ノ島町	41	14	8	2	24
知夫村	17	0	8	5	13
隠岐の島町	342	39	66	15	120

※平成29年度末に有効期間を有するものの数（平成30年6月29日作成）

②精神障害者保健福祉手帳 月別承認状況

平成30年3月31日現在

月	27年度		28年度		29年度	
	承認件数	うち診断書	承認件数	うち診断書	承認件数	うち診断書
4月	286	142	280	155	277	198
5月	248	118	321	158	300	150
6月	267	192	256	146	300	174
7月	265	122	233	140	274	177
8月	274	166	245	173	301	148
9月	209	107	332	153	251	146
10月	217	124	246	179	321	183
11月	232	140	336	153	280	158
12月	298	136	255	152	199	159
1月	234	144	230	163	354	177
2月	306	179	341	171	280	170
3月	213	157	319	179	296	176
計	3,049	1,727	3,394	1,922	3,433	2,016

※平成29年度末に有効期間を有するものの数（平成30年6月29日作成）

③市町村別：年齢階層別：男女別 自立支援医療（精神通院医療）受給者数

平成30年3月31日現在

区分	性別	0歳 ～5歳未満	5歳 ～10歳未満	10歳 ～15歳未満	15歳 ～20歳未満	20歳 ～25歳未満	25歳 ～30歳未満	30歳 ～35歳未満	35歳 ～40歳未満	40歳 ～45歳未満	45歳 ～50歳未満	50歳 ～55歳未満	55歳 ～60歳未満	60歳 ～65歳未満	65歳 ～70歳未満	70歳～	合計
松江市	男		4	71	79	132	146	162	226	293	296	232	229	212	190	242	2,514
	女			25	88	121	163	185	261	261	303	237	210	204	198	435	2,691
	計	0	4	96	167	253	309	347	487	554	599	469	439	416	388	677	5,205
浜田市	男		1	3	31	21	30	54	45	69	60	50	60	56	59	78	617
	女	1	1	3	13	32	51	47	59	86	67	60	60	50	77	113	720
	計	1	2	6	44	53	81	101	104	155	127	110	120	106	136	191	1,337
出雲市	男		52	153	91	81	98	108	161	195	200	180	150	164	166	223	2,022
	女		19	51	86	103	116	147	167	176	215	168	132	148	175	306	2,009
	計	0	71	204	177	184	214	255	328	371	415	348	282	312	341	529	4,031
益田市	男		1	18	18	21	17	27	41	53	45	50	38	41	51	67	488
	女		1	9	19	15	28	36	46	52	50	30	41	50	42	86	505
	計	0	2	27	37	36	45	63	87	105	95	80	79	91	93	153	993
大田市	男			4	10	16	19	21	39	29	31	39	33	35	40	35	351
	女			2	18	12	18	21	29	39	25	30	23	33	36	61	347
	計	0	0	6	28	28	37	42	68	68	56	69	56	68	76	96	698
安来市	男			8	16	15	18	18	28	52	56	39	38	46	34	66	434
	女			2	10	24	17	25	28	53	51	42	45	33	33	61	424
	計	0	0	10	26	39	35	43	56	105	107	81	83	79	67	127	858
江津市	男		8	25	16	13	12	16	18	38	28	28	34	24	30	28	318
	女		5	8	9	11	12	25	25	21	36	28	24	20	21	38	283
	計	0	13	33	25	24	24	41	43	59	64	56	58	44	51	66	601
雲南市	男	1	1	5	22	9	20	17	36	47	37	39	40	41	43	60	418
	女			1	20	16	19	31	43	42	34	33	29	37	47	89	441
	計	1	1	6	42	25	39	48	79	89	71	72	69	78	90	149	859
奥出雲町	男				7	9	6	5	6	10	9	8	9	20	19	18	126
	女			1	2	12	11	9	9	12	11	11	10	10	15	28	141
	計	0	0	1	9	21	17	14	15	22	20	19	19	30	34	46	267
飯南町	男			1	1	2	2	3	4	6	2	1	10	10	12	3	57
	女			1	1	3	5	4	3	4	10	4	6	2	5	8	56
	計	0	0	2	2	5	7	7	7	10	12	5	16	12	17	11	113
川本町	男			3	2	1	1	4	2	2	3	1	2	8	6	3	38
	女				1	2	2	3	1	3	6	2	5	7	1	6	39
	計	0	0	3	3	3	3	7	3	5	9	3	7	15	7	9	77
美郷町	男				1	2	3	3	2	6	4	3	3	8	7	3	45
	女			1	1	3	4	3	2	8	5	4	3	5	5	5	49
	計	0	0	1	2	5	7	6	4	14	9	7	6	13	12	8	94
邑南町	男		1	1	1	4	5	3	7	13	11	11	14	12	8	9	100
	女				5		3	1	9	15	15	15	8	11	8	15	105
	計	0	1	1	6	4	8	4	16	28	26	26	22	23	16	24	205
津和野町	男			1	3	4	3	8	5	9	12	9	9	12	7	13	95
	女				6	4	5	5	11	5	7	6	6	6	12	17	90
	計	0	0	1	9	8	8	13	16	14	19	15	15	18	19	30	185
吉賀町	男		1		3		3	6	9	11	3	4	8	4	5	13	70
	女			1	2		3	5	6	6	4	2	3	8	13	34	87
	計	0	1	1	5	0	6	11	15	17	7	6	11	12	18	47	157
海士町	男			1	2	1	1			1	3	1	1	4	3	4	22
	女					1		1	1	2	5	2	3	3	4	4	26
	計	0	0	1	2	2	1	1	1	3	8	3	4	7	7	8	48
西ノ島町	男							1		2	2	3		4	3	2	17
	女				1			1	1	3	3	3	3	2	4	3	24
	計	0	0	0	1	0	0	2	1	5	5	6	3	6	7	5	41
知夫村	男			1				1		1		1	1		1	2	8
	女							1		1	1		1	2	1	2	9
	計	0	0	1	0	0	1	1	0	2	1	1	2	2	2	4	17
隠岐の島町	男			3	3		4	4	14	11	14	11	21	26	29	37	177
	女			1	1	3	6	7	8	10	15	12	11	13	31	47	165
	計	0	0	4	4	3	10	11	22	21	29	23	32	39	60	84	342
合計	男	1	69	298	306	331	388	461	643	848	816	710	700	727	713	906	7,917
	女	1	26	106	283	362	464	556	709	799	863	689	623	644	728	1,358	8,211
	計	2	95	404	589	693	852	1,017	1,352	1,647	1,679	1,399	1,323	1,371	1,441	2,264	16,128

(注1) 平成29年度末に有効期間を有するものの数(平成30年6月29日作成)

(注2) 年齢は、年度末で計算

④市町村別・年齢区分別：等級別 精神障害者保健福祉手帳所持者数

平成30年3月31日現在

	18歳未満				18歳以上65歳未満				65歳以上				合計				特記事項
	1級	2級	3級	計	1級	2級	3級	計	1級	2級	3級	計	1級	2級	3級	計	
松江市	12	61	19	92	238	976	360	1,574	167	201	40	408	417	1,238	419	2,074	
安来市		11	5	16	43	174	70	287	41	41	12	94	84	226	87	397	
<松江圏域>	12	72	24	108	281	1,150	430	1,861	208	242	52	502	501	1,464	506	2,471	
雲南市		5	5	10	37	114	38	189	21	29	9	59	58	148	52	258	
奥出雲町		1	1	2	12	45	18	75	9	12	7	28	21	58	26	105	
飯南町					8	15	11	34	3	8	1	12	11	23	12	46	
<雲南圏域>		6	6	12	57	174	67	298	33	49	17	99	90	229	90	409	
出雲市	1	22	13	36	217	662	240	1,119	180	164	27	371	398	848	280	1,526	
<出雲圏域>	1	22	13	36	217	662	240	1,119	180	164	27	371	398	848	280	1,526	
大田市		3	4	7	52	184	47	283	57	65	9	131	109	252	60	421	
川本町		2	1	3	9	16	4	29	3	9	3	15	12	27	8	47	
美郷町		1		1	6	28	6	40	9	10	4	23	15	39	10	64	
邑南町					9	45	25	79	3	12	5	20	12	57	30	99	
<大田圏域>		6	5	11	76	273	82	431	72	96	21	189	148	375	108	631	
浜田市		5	13	18	63	239	120	422	70	91	31	192	133	335	164	632	
江津市			5	5	24	105	63	192	26	33	13	72	50	138	81	269	
<浜田圏域>		5	18	23	87	344	183	614	96	124	44	264	183	473	245	901	
益田市		7	9	16	58	197	80	335	53	40	7	100	111	244	96	451	
津和野町			3	3	9	37	14	60	6	10	2	18	15	47	19	81	
吉賀町			1	1	8	19	14	41	9	12	4	25	17	31	19	67	
<益田圏域>		7	13	20	75	253	108	436	68	62	13	143	143	322	134	599	
海士町					12	11	3	26	11	6		17	23	17	3	43	
西ノ島町					8	7	2	17	6	1		7	14	8	2	24	
知夫村						6	2	8		2	3	5		8	5	13	
隠岐の島町		1		1	21	43	13	77	18	22	2	42	39	66	15	120	
<隠岐圏域>		1		1	41	67	20	128	35	31	5	71	76	99	25	200	
県合計	13	119	79	211	834	2,923	1,130	4,887	692	768	179	1,639	1,539	3,810	1,388	6,737	

※平成29年度末に有効期間を有するものの数（平成30年6月29日作成）

(3) 療育手帳

①市町村別・年齢区分及び障害程度別療育手帳所持者数

平成30年3月31日現在

	18歳未満			18歳以上65歳未満			65歳以上			合計	特記事項
	A	B	計	A	B	計	A	B	計		
松江市	152	244	396	514	938	1,452	187	135	322	2,170	
安来市	24	53	77	120	180	300	37	19	56	433	
<松江圏域>	176	297	473	634	1,118	1,752	224	154	378	2,603	
雲南市	6	34	40	119	221	340	58	38	96	476	
奥出雲町	4	8	12	37	49	86	18	8	26	124	
飯南町	3	4	7	14	36	50	7	4	11	68	
<雲南圏域>	13	46	59	170	306	476	83	50	133	668	
出雲市	80	153	233	415	739	1,154	141	79	220	1,607	
<出雲圏域>	80	153	233	415	739	1,154	141	79	220	1,607	
大田市	17	40	57	133	173	306	47	24	71	434	
川本町	4	8	12	13	22	35	4	5	9	56	
美郷町	1	6	7	25	31	56	13	2	15	78	
邑南町	4	8	12	41	66	107	29	13	42	161	
<大田圏域>	26	62	88	212	292	504	93	44	137	729	
浜田市	18	68	86	171	326	497	57	43	100	683	
江津市	10	29	39	107	120	227	35	16	51	317	
<浜田圏域>	28	97	125	278	446	724	92	59	151	1,000	
益田市	25	47	72	137	225	362	64	43	107	541	
津和野町	5	9	14	10	46	56	7	9	16	86	
吉賀町	5	10	15	24	40	64	10	1	11	90	
<益田圏域>	35	66	101	171	311	482	81	53	134	717	
海士町	0	4	4	7	14	21	5	2	7	32	
西ノ島町	0	1	1	9	15	24	3	5	8	33	
知夫村	0	0	0	2	2	4	0	1	1	5	
隠岐の島町	7	15	22	54	97	151	12	17	29	202	
<隠岐圏域>	7	20	27	72	128	200	20	25	45	272	
県合計	365	741	1,106	1,952	3,340	5,292	734	464	1,198	7,596	

② 相談・判定状況(過去5年間)

出典：厚生労働省福祉行政報告例

区分	取扱実人数	相談内容								判定内容					判定書交付件数				
		施設	職親委託	職業	医療保健	生	教育	療育手帳	その他	計	医学的判定	心理学的判定	職能的判定	その他の判定	計	障害程度区分	療育手帳	その他	計
平成24年度	来所	0	0	0	1	11	1	246	117	376	43	369	0	2	414	3	231	130	364
	巡回	0	0	0	0	0	0	556	22	578	2	578	0	0	580	0	556	1	557
	計	0	0	0	1	11	1	802	139	954	45	947	0	2	994	3	787	131	921
平成25年度	来所	0	0	5	5	3	0	212	159	384	45	370	0	0	415	1	212	143	356
	巡回	0	0	0	0	0	0	534	2	534	0	536	0	0	536	0	536	0	536
	計	0	0	5	5	3	0	746	161	918	45	906	0	0	951	1	748	143	892
平成26年度	来所	0	0	4	3	1	0	288	159	455	34	452	0	0	486	6	273	173	452
	巡回	0	0	0	0	1	0	425	18	444	1	443	0	0	444	0	424	19	443
	計	0	0	4	3	2	0	713	177	899	35	895	0	0	930	6	697	192	895
平成27年度	来所	0	0	4	0	3	0	252	168	427	24	418	0	1	443	5	234	176	415
	巡回	0	0	0	0	0	0	467	0	467	1	464	0	0	465	0	463	1	464
	計	0	0	4	0	3	0	719	168	894	25	882	0	1	908	5	697	177	879
平成28年度	来所	0	0	1	0	0	0	169	150	320	47	301	0	0	348	0	138	162	300
	巡回	0	0	0	0	0	0	150	1	151	0	151	0	0	151	0	150	1	151
	計	0	0	1	0	0	0	319	151	471	47	452	0	0	499	0	288	163	451
平成29年度	来所	0	0	1	0	0	0	121	129	251	28	234	0	0	262	0	96	135	231
	巡回	0	0	0	0	0	0	114	2	116	4	116	0	0	120	0	113	3	116
	計	0	0	1	0	0	0	235	131	367	32	350	0	0	382	0	209	138	347

4. 身体障害者補装具・更生医療の判定

(1) 補装具判定（肢体障害）業務委託医療機関

平成30年3月31日現在

	医療機関名	郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号
1	東部島根医療福祉センター	690-0864	松江市東生馬町15-1	0852-36-8011	36-8992
2	玉造病院	699-0293	松江市玉湯町湯町1-2	0852-62-1560	62-2546
3	浜田医療センター	697-8511	浜田市浅井町777-12	0855-25-0505	28-7070
4	島根大学医学部附属病院	693-8501	出雲市塩冶町89-1	0853-23-2111	20-2264
5	島根県立中央病院	693-8555	出雲市姫原4丁目1-1	0853-22-5111	21-2975
6	出雲市立総合医療センター	691-0003	出雲市灘分町613	0853-63-5111	63-4228
7	出雲市民リハビリテーション病院	693-0033	出雲市知井宮町238	0853-21-2733	24-2906
8	益田赤十字病院	698-0003	益田市乙吉町イ103-1	0856-22-1480	22-3991
9	益田地域医療センター医師会病院	699-3676	益田市遠田町1917-2	0856-22-3611	22-0407
10	白根医院	692-0007	安来市荒島町1817-1	0854-28-7000	28-7725
11	安来市立病院	692-0404	安来市広瀬町広瀬1931	0854-32-2121	32-2125
12	生越整形外科クリニック	694-0064	大田市大田町大田イ263-8	0854-82-6161	82-6162
13	済生会江津総合病院	695-8505	江津市江津町1016-37	0855-54-0101	54-0171
14	西部島根医療福祉センター	695-0001	江津市渡津町1926	0855-52-2442	52-0344
15	雲南市立病院	699-1221	雲南市大東町飯田96-1	0854-43-2390	43-2398
16	町立奥出雲病院	699-1511	仁多郡奥出雲町三成1622-1	0854-54-1122	54-1280
17	加藤病院	696-0001	邑智郡川本町川本383-1	0855-72-0640	72-1608
18	六日市病院	699-5513	鹿足郡吉賀町六日市368-4	0856-77-1581	77-1580
19	隠岐広域連立立隠岐病院	685-0016	隠岐郡隠岐の島町城北町355	08512-2-1356	2-6149
20	隠岐広域連立立隠岐島前病院	684-0303	隠岐郡西ノ島町美田2071-1	08514-7-8211	7-8702

(注) 補装具判定担当窓口は次のとおりである。

玉造病院	義肢室
島根大学医学部附属病院	リハビリテーション部
雲南市立病院	リハビリテーション科
出雲市立総合医療センター	リハビリテーション科
浜田医療センター	リハビリテーション科
島根県立中央病院	リハビリテーション科
出雲市民リハビリテーション病院	リハビリテーション科
益田地域医療センター医師会病院	リハビリテーション科
隠岐広域連立立隠岐島前病院	外科
その他の医療機関	整形外科

(2)平成29年度障害別補装具・更生医療の判定状況

区分	肢体不自由										眼疾患	耳疾患	そしやく・音声・言語	内部障害				計		
	脳血管障害	脳性麻痺	神経・筋疾患	脊頸損	上肢切断	下肢切断	リウマチ	骨折	変形性関節症	その他				腎臓	心臓	肝臓	免疫機能			
義肢一般構造一上肢					8															8
義肢一般構造一下肢						3				1										4
義肢一骨格構造一上肢																				0
義肢一骨格構造一下肢						24				1										25
装具一上肢			3																	3
装具一下肢	96	4			1		1	7	14											123
装具一体幹																				0
電動車椅子	2	5	4	4			1			7										23
車椅子	9	25	4	6		4			1	16										65
意思伝達装置			5																	5
座位保持装置		14	1					1	1											17
補聴器(ポケット型)												23								23
補聴器(耳掛け型)												219								219
補聴器(耳あな型)												6								6
補聴器(FM型)																				0
補聴器(骨導式)																				0
特例補装具		3	1				1			1		7								13
不適	1					1			1			1								4
小計	108	51	18	10	8	33	2	2	9	41	0	256	0	0	0	0	0	0	0	538
更生医療一腎臓														250						250
更生医療一心臓															182					182
更生医療一肝臓																6				6
更生医療一肢体不自由									22	1										23
更生医療一眼疾患																				0
更生医療一耳・口腔疾患												1	7							8
更生医療一免疫機能																			8	8
不適																				0
小計	0	0	0	0	0	0	0	0	22	1	0	1	7	250	182	6	8	8	477	
計	108	51	18	10	8	33	2	2	31	42	0	257	7	250	182	6	8	8	1015	

* 補装具の判定数は、給付判定数。

* 難病患者等で身体障害者手帳非取得者の判定は10件(意思伝達装置6件、車椅子1件、上肢装具(BFO)3件)。(手帳を所持していても現障害に対応する手帳でない者を含む)

5. 身体障害者・療育・精神障害者保健福祉手帳によるサービス

(1) 税制(主なもの)

※軽自動車税の減免は各市町村の条例で定められていますので、詳細は各市町村にご確認ください。

平成30年4月1日現在

制度	内 容		備考		
所得税 (障害者控除)	控除対象	身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳所持者	・障がい者を扶養している方も控除を受けられます。 ・控除対象となる方が、同居特別障害者の場合は、35万円が加算されます。		
	控除額	40万円<特別障がい者> 27万円<障がい者>			
相続税 (障害者控除)	控除対象	相続人が85歳未満の身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳所持者			
	控除額	12万円×(85歳-相続したときの年齢) ※H27.1.1相続開始～ 20万円 <特別障がい者> 6万円×(85歳-相続したときの年齢) ※H27.1.1相続開始～ 10万円 <障がい者>			
マル優制度等	対象者	身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳所持者			
	預貯金等の種類	銀行などの預貯金、信用金庫、特定公債、公社債等運用投資信託及び一定の有価証券など			
	非課税となる金額	対象となる貯蓄の元本の合計額が350万円までの利子			
住民税 (障害者控除)	控除対象	身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳所持者	・障がい者を扶養している方も控除を受けられます。 ・控除対象となる方が、同居特別障害者の場合は、23万円が加算されます。		
	控除額	30万円<特別障がい者> 26万円<障がい者>			
自動車税 軽自動車税 自動車取得税	減免対象となる自動車	自動車の所有(取得)者	運転者	用途	・減免できる自動車は、お持ちの自動車(軽自動車を含む)のうち1台です。 ・自動車の所有者は原則として障がい者(本人)としますが、本人の所有する自動車(軽自動車を含む)がない場合に限り、生計を一にする方が所有する自動車も対象となります。 ・割賦販売等により自動車の売り主が所有権を留保している場合は、使用者を所有者とみなします。 ・障がい者を「常時介護する方」が自動車の運転をする場合は、障がい者のみで構成される世帯に属する障がい者の所有(取得)する自動車を運転する場合に限り、生計を一にする方が所有する自動車も対象となります。
		障がい者本人	本人	—	
減免対象となる障がい者	手帳の種類(障がい区分)	障がい者本人が運転する場合	障がい者と生計を一にする方又は障がい者を常時介護する方が運転する場合	(注)2以上の障がいがある場合の取扱いは、(1)障がいの区分が異なる場合は、個々の区分で判定します。 ◎減免の対象とならない場合の例(生計を一にする方又は常時介護する方が運転する場合) 身体障害者手帳の等級が2級であっても、その内容が上肢不自由3級及び下肢不自由4級であるときは該当しません。 (2)障がいの内容が同一の区分であるときは合算することができません。 ◎合算する例(下肢不自由の場合) 両股関節機能障がい4級×2(右股関節機能障がい4級並びに左股関節機能障がい4級)の場合の認定等級は3級となります。	
		障害の級別	障害の級別		
減免対象となる障がい者	身体障害者手帳	視覚障害	1級から3級、4級の1	1級から3級、4級の1	
		聴覚障害	2級、3級	2級、3級	
		平衡機能障害	3級	3級	
		音声機能障害	3級(咽頭摘出による場合に限り)		
		上肢不自由	1級、2級	1級、2級	
		下肢不自由	1級から6級	1級から3級	
		体幹不自由	1級から3級、5級	1級から3級	
		乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能 1級、2級(1上肢のみの場合を除く) 移動機能 1級から6級	1級、2級(1上肢のみの場合を除く) 1級から3級(1下肢のみの場合を除く)	
		心臓機能障害	1級、3級、4級	1級、3級、4級	
		じん臓機能障害	1級、3級、4級	1級、3級、4級	
		呼吸器機能障害	1級、3級、4級	1級、3級、4級	
		ぼうこう又は直腸の機能障害	1級、3級、4級	1級、3級、4級	
		小腸の機能障害	1級、3級、4級	1級、3級、4級	
		ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1級から3級	1級から3級	
		肝臓機能障害	1級から4級	1級から4級	
療育手帳	療育手帳	障害程度区分が「A」	障害程度区分が「A」		
	精神障害者保健福祉手帳	障害程度区分が「1級」	障害程度区分が「1級」		
減免額	自動車税	軽自動車税	自動車取得税		
	45,000円(重課対象自動車は51,700円)を限度として減免	全額免除	取得価格又は300万円のいずれか低い額に自動車取得税の税率を乗じて得た額に相当する額を減免		

(2) 共通の各種割引制度等

※割引制度を利用する場合は、各事業者で割引が異なる場合や適用されない場合がありますので、詳細は各事業者にご確認ください。

平成30年4月1日現在

制度	内容				備考		
JR旅客鉄道株式会社の旅客運賃割引	割引対象	身体障害者手帳又は療育手帳所持者				<ul style="list-style-type: none"> ・第1種及び第2種は、JRの運賃割引規則による障がい程度の区分で、身体障害者手帳及び療育手帳に表示されています。 ・窓口で身体障害者手帳又は療育手帳を提示して、割引乗車券を購入してください。 ・乗車中は手帳を携帯してください。 ・介護者の割引は、本人と同一区間の乗車券類を購入する場合に限って適用されます。 	
		第1種の表示がある場合		第2種の表示がある場合			
		普通乗車券	普通回数乗車券 定期乗車券 普通急行券	普通乗車券	定期乗車券		
		本人及び同伴の介護者	本人及び同伴の介護者	本人	12歳未満の手帳所持者及びその介護者		
	割引条件等	<ul style="list-style-type: none"> ・本人のみ利用の場合…片道100kmを超える場合に限り、割引になります。 ・介護者同伴の場合…距離に関係なく割引になります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・介護者同伴を条件として、距離に関係なく割引になります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・片道100kmを超える場合に限り、割引になります。 ・介護者同伴を条件として、距離に関係なく割引になります。 ・小児定期乗車券を除きます。(小児本人は、大人用通学定期運賃の半額になります。) 			
	割引率	50%					
航空運賃割引	割引対象者(12歳以上)	<ul style="list-style-type: none"> ・第1種の表示がある身体障害者手帳所持者 ・航空割引欄に「本人・介護者」と表示された療育手帳所持者 	<ul style="list-style-type: none"> ・第2種の表示がある身体障害者手帳所持者 ・航空割引欄に「本人」と表示された療育手帳所持者 			<ul style="list-style-type: none"> ・12歳未満の方に発行する療育手帳には、航空運賃割引の表示をしていません。12歳到達時に、証明を受けてください。 ※割引の適用拡大 日本航空(H30.10～)、全日空(H31.1～)では、精神障害者保健福祉手帳の所持者も加え、全ての「本人・介護者」に適用 	
		本人及び介護者		本人			
	割引率	各航空会社・路線により異なります。					
電車(一畑電車)の運賃割引	割引対象者	身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者及びその介護者				<ul style="list-style-type: none"> ・第1種、第2種(精神障害者保健福祉手帳は1～3級)の区分に関係なく、介護者も割引対象になります。 	
	割引率	50%					
バス(県内事業者)の運賃割引	割引対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳又は療育手帳所持者 第1種の表示がある場合：本人及び介護者 第2種の表示がある場合：本人 				<ul style="list-style-type: none"> ・精神障害者保健福祉手帳所持者についても、割引対象とされている場合があります。 	
	割引率	50%					
旅客船(陽岐汽船)の運賃割引	割引対象者	身体障害者手帳又は療育手帳所持者		精神障害者保健福祉手帳所持者		<ul style="list-style-type: none"> ・乗船手続き(購入時)の際に、手帳を提示してください。 	
		第1種の表示がある場合	第2種の表示がある場合				
		本人及びその介護者		本人			
	割引率	50%					
タクシーの運賃割引	割引対象者	身体障害者手帳又は療育手帳所持者				<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳又は療育手帳を提示してください。 ・精神障害者保健福祉手帳所持者についても、割引対象とされている場合があります。 	
	割引率	10%(10円未満の端数切り捨て)					
有料道路通行料金の割引(ETC割引)	割引対象となる障がい者	障がい者本人が運転する場合	障がい者本人以外の方が運転し、障がい者が同乗する場合			<ul style="list-style-type: none"> ・事前の登録が必要です。(申込先は市町村) ・身体障害者手帳又は療育手帳を提示してください。 ・手帳のほかにも提出が必要な書類等がありますので、市町村窓口で確認してください。 ・ETCの時間帯割引は重複して適用されません。 	
		身体障害者手帳所持者(第1種・第2種とも)		第1種の表示がある身体障害者手帳又は第1種の表示がある療育手帳所持者			
	割引対象となる自動車	障がい者本人又は家族等が所有する自動車であって、あらかじめ市町村に届け出て登録されたもの(障がい者1人につき1台) ※ETCを利用する場合は、事業者への登録も必要です。					
	割引率	50%					
NHK放送受信料の減免	減免対象世帯	身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を所持している世帯員がいる市町村民税非課税世帯		<ul style="list-style-type: none"> ・世帯主かつ受信契約者が重度身体障がい者、重度知的障がい者又は重度精神障がい者である世帯 ・世帯主かつ受信契約者が視覚又は聴覚障がい者である世帯 		<ul style="list-style-type: none"> ・申込先はNHK松江放送局です。 ・市町村窓口で申請書に免除事由の証明を受けた上でNHKへ提出(郵送可)してください。(または手帳、住民票等必要書類、印鑑をNHKに持参して申請してください。) 	
	減免内容	全額免除		半額免除			
電話番号案内料金の免除	免除対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・次の身体障害者手帳所持者 ア.視覚障害1～6級 イ.肢体不自由(上肢、体幹、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害)1～2級 ・療育手帳所持者 ・精神障害者保健福祉手帳所持者 				<ul style="list-style-type: none"> ・事前に利用者の登録が必要です。 ・ふれあい案内(0120-104174)へ連絡してください。 	
携帯電話・PHSの割引サービス	割引内容	携帯電話				申込時に手帳を提示してください。	
		NTTドコモ	au by KDDI	ソフトバンクモバイル			
		基本使用料(60%)、各種サービス使用料(60%)、テレビ電話通信料(音声通話料と同額)、契約事務手数料等(一部無料)	基本使用料(50%)、通話料(au携帯等50%、他社携帯等20%)、Cメール送信料(au携帯等50%、他社携帯等20%)	料金プランごとに異なる。(ホワイトプランの場合、基本使用料(無料)、TVコール(50%)、バケット定額サービスを割引)			
	割引対象者	身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者					
	申込先	各社のサービスショップ、取扱店など					

(3) 市町村別助成事業

事業例： 鉄道・バス・タクシー運賃等の助成、施設等通所費助成、医療費助成、通院交通費助成、
 障害者扶助料等福祉手当、公営住宅入居優先、公営住宅家賃減免、上下水道料金減免等
 ※ ホームヘルプサービスは、全市町村で実施しています

平成30年4月1日現在

実施主体	事業の内容	対象者	内容・金額など	
松江市	松江市内路線バス等運賃の助成	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者で、松江市に住民登録を有する者	①路線バス 松江市交通局(レイクライン除く)、一畑バス(高速バス、空港・隠岐汽船連絡除く)、日ノ丸バス(隠岐汽船連絡除く)の松江市内区間運賃を助成 視覚障害1・2級、療育A→本人無料、介護者(1名)無料 身体障害者運賃減額第1種(視覚障害1・2級を除く)、療育B →本人無料、介護者(1名)半額 身体障害者運賃減額第2種、精神障害者 →本人無料 ※重度の障がいがあり、屋外での移動に介護者が2名必要な場合は、上記に加えて介護者1名が無料 ②コミュニティバス→本人、介護者とも半額 定期券購入者へは、その代金を助成	
	通院交通費の助成(タクシー利用料助成)	身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、及び精神障害者保健福祉手帳1級所持者	在宅で通院・リハビリ及び、松江市役所(支所)・障がい者団体事務局(松江市総合福祉センター、いきいきプラザ島根、ライトハウスライブラリー、松江市聴覚障害者協会)を利用する場合、1回乗車で500円助成の利用券を6枚/月交付	
	通院交通費の助成(人工透析通院費助成)	じん臓機能障害1級の手帳を所持し、かつ週2回以上の人工透析通院者	自家用車の場合(自宅等から医療機関まで直線距離で5km以上の方)…1通院当たり500円(月2,000円上限) 公共交通機関の場合…交通費(障害者割引後運賃)の半額 タクシーの場合…タクシー利用料助成に加え、週2回通院の方は500円利用券を2枚/月、週3回以上通院の方は6枚/月を追加交付	
	市営住宅入居の優遇		身体障害者手帳1～4級、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳1～3級の所持者を構成員に有する世帯(単身者を含む)	抽選回数の1回増、入居収入基準額の上限緩和
			障がい者手帳所持者(自動車税免除該当者)	駐車場代免除
	自動車運転免許取得費助成	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者	運転免許の取得にかかった費用の2/3以内で、10万円を限度として助成(事前相談)	
	自動車改造費助成	身体障害者手帳所持者	免許の条件により、身体障がい者が所有し運転する自動車の改造にかかった費用の全額を、10万円を限度に助成(事前相談)	
	福祉車両購入費(改造費)助成金	身体障害者手帳所持者	障がい者本人または介護者が所有する福祉車両(車椅子対応車両)の購入または改造に要する経費の2/3以内で20万円を限度として助成(事前相談)	
浜田市	①タクシー等利用料金助成	身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳所持者	年間13,500円分のバス券またはタクシー券の交付(人工透析利用者は通院距離が片道2km以上の通院距離によりタクシー券を増額します。)	
	②人工透析患者及び精神障害者通院交通費助成	人工透析患者・精神障害者保健福祉手帳所持者	通院距離が片道2km以上の医療機関受診者で、自己負担金の半額を最も経済的な経路及び交通手段により計算して助成	
	※①・②の助成はどちらか一方の選択です			
	各種手数料の免除	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者	住民票、所得証明書等	
	ストマ用装具助成	身体障害者手帳所持者	基準額内で、日常生活用具給付費にかかる本人自己負担額の半額を補助	
	自動車運転免許取得費助成	身体障害者手帳所持者	運転免許の取得にかかった費用の2/3以内で、10万円を限度として助成	
	自動車改造費助成	身体障害者手帳所持者	免許の条件により、身体障害者が所有し運転する自動車の改造にかかった費用の全額を、10万円を限度に助成	
	移動補助用具購入補助	身体障害者1・2級(下肢、体幹)手帳所持者	障害者及びその介護者が運転する乗降装置付き自動車の購入または自動車の改造費の2/3以内の額(40万円を限度。ただし簡易移乗補助用具は10万円を限度)から自己負担金を控除した額を助成	
	市営バス運賃割引(三隅・金城・旭・弥栄自治区)	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者	手帳の提示で通常運賃の1/2を減免	
旭町移送サービス	身体障害者手帳1・2級 要介護3(介護保険法)以上	1回500円で福祉車両による移送サービス(市外1回1,000円)		

実施主体	事業の内容	対象者	内容・金額など
出雲市	出雲市生活バス運賃割引(佐田町スクールバスを含む)	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者	普通運賃の半額減免(定期運賃は3～5割を減免)
	出雲市福祉バス	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者	1回100円で利用することができる 介護者は1名に限り同乗することができる 車いす利用者は利用不可
	障がい者福祉タクシー事業	身体障害者手帳1・2級、療育手帳A・B、精神障害者保健福祉手帳1・2級(在宅)	500円利用券、年間36枚(視覚1, 2級は72枚) 住民税非課税要件有 ①対象者が18才以上の場合: 交付対象者とその配偶者 ②対象者が18才未満の場合: 世帯全員
	更生医療市助成	身体障害者手帳所持者	課税世帯の場合、入院10,000円、通院6,000円を超える自己負担分を助成 非課税世帯の場合、入院5,000円、通院3,000円を超える自己負担分を助成
	自動車運転免許取得助成事業	身体障害者手帳所持者	身体障害者の運転免許の取得に要する経費の一部助成(経費の2/3以内、限度額10万円)
	自動車改造費助成	身体障害者手帳所持者 身体障害者手帳(肢体不自由2級以上)所持者	身体障害者が所有し運転する自動車を改造した場合の助成(限度額10万円) 身体障害者が自動車に乗降するために改造した場合(経費の2/3以内、限度額40万円)
益田市	市営生活バス、乗合タクシー運賃の減免	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者	運賃の半額減免
	タクシー利用料金助成(益田・美都地区)	身体障害者(下肢・体幹・視覚障害の1, 2級。上肢障害の1, 2級で上記の障害3級以下を重複で持つ方。)	福祉タクシー利用券(1枚500円)を年間12枚交付(視覚1, 2級は24枚)
	タクシー利用料金助成(匹見地区)	身体障害者手帳1, 2級所持者	対象区間ごとに自己負担が定められた福祉タクシー利用券を年間48枚交付(但し自己負担が350円未満の場合は350円、1200円を超える場合は1200円の負担あり)
	通院交通費助成(益田地域)	血液透析通院者(身体障害者手帳じん臓機能障害1級所持者)	最寄の石見交通バス停から益田駅までのバス運賃の1/4(または基準額)×通院日数を助成
	通院交通費助成(美都・匹見地域)	血液透析通院者(身体障害者手帳じん臓機能障害1級所持者)	最寄の石見交通バス停から益田駅までのバス運賃の1/2×通院日数を助成
	自動車運転免許取得費助成	身体障害者手帳所持者(1～4級)	運転免許の取得に要する経費の一部助成(必要経費の2/3以内で、10万円を限度とする)
	自動車改造費助成	身体障害者手帳所持者	免許の条件により、身体障害者が所有し運転する自動車の改造にかかった費用の全額を、10万円を限度に助成
	市営住宅入居の優遇	身体障害者手帳1～4級、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳1～3級所持者	抽選回数の1回増
大田市	タクシー利用補助	身体障害者手帳(1・2級)、療育手帳(A)、精神障害者保健福祉手帳(1～3級)所持者	500円利用券年間24枚交付
	ストマ用装具	身体障害者手帳所持者	生活保護世帯及び市民税非課税世帯は自己負担なし 市民税課税世帯は排泄管理支援用具の特例により、自己負担は、5/100(ただし、いずれも基準額の範囲内において)
	通院交通費の助成	人工透析患者(じん臓機能障害の記載がある身体障害者手帳所持者)	バス利用運賃の1/4、JR列車利用運賃の1/2、病院が実施している有料送迎バス等利用料の1/2助成。片道2km以上、補助額上限2万円/月 なお、通院に週2回以上、個人でタクシーを利用する場合、通院距離に応じて別途助成あり。
	自動車改造費助成	身体障害者手帳所持者(肢体不自由1～4級)	免許の条件により、肢体不自由者が所有し運転する自動車を改造した場合の経費の全額を、10万円を限度に助成(要事前相談)
	自動車運転免許取得費助成	身体障害者手帳所持者(1～4級)	運転免許の取得に要する経費の一部助成(必要経費の2/3以内で、10万円を限度とする)
	障害者マッサージサービス事業	身体障害者手帳所持者のうち、体幹機能障害、上肢機能障害又は下肢機能障害の障害等級が1級から3級の者	利用期間内に大田市鍼灸マッサージ師会所属の治療院で施術を受ける場合、1回につき1,000円割引(2回分)を行う。

実施主体	事業の内容	対象者	内容・金額など
安来市	広域バス運賃割引	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者	交通費の半額
	ストマ用装具費助成	身体障害者手帳所持者	日常生活用具交付の本人負担額の半額 ただし、所得税非課税世帯者のみ。
	自動車改造費助成	身体障害者手帳所持者のうち、上肢・下肢又は体幹機能に障害がある者	自ら所有し運転する自動車の改造に要する経費の全額(ただし、10万円を限度とする)
	介護用自動車改造費等助成	身体障害者手帳所持者のうち、下肢又は移動機能障害1・2級、体幹機能障害1～3級	容易に乗降できる装置等が装備された自動車への改造又は購入に要する経費の全額(ただし、10万円を限度とする)
	運転免許取得費助成	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者	運転免許の取得に要する経費の一部助成(必要経費の2/3以内で、10万円を限度とする)
	リフト車等運行	身体障害者手帳所持者で常時車イス使用者、視覚障害1・2級	運行費用に応じ助成(年48枚の利用券を発行)
	人工透析患者通院費助成	腎臓機能障害1級の人工透析通院者(所得制限あり)	公共交通機関を利用したものとみなし計算した助成基本額の1/2以内。
江津市	ストマ用装具	身体障害者手帳所持者	日常生活用具給付制度の特例により、自己負担額を半額にしている。
	通院交通費の助成	人工透析通院者、精神手帳所持者	交通費の半額、月1万円上限(非課税世帯)
	生活バス運賃割引	療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・身体障害者手帳所持者	利用料金の半額
	タクシー利用料金助成	身体障害者1・2級(下肢、体幹・視覚)手帳所持者(在宅)	年間500円利用券24枚を交付
	自動車改造費助成	身体障害者手帳所持者	免許の条件により、肢体不自由者が所有し運転する自動車を改造した場合の経費の全額を、10万円を限度に助成(事前相談要)
	自動車運転免許取得費助成	身体障害者手帳所持者	運転免許の取得に要する経費の2/3以内で、10万円を限度として助成(事前相談要)
雲南市	ストマ用装具助成	身体障害者手帳所持者	重度障害者等日常生活用具基準額を上限として自己負担額の1/2助成
	更生医療費助成	身体障害者手帳所持者	医療費の自己負担額の1/2助成
	市営バス運賃割引	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者	交通費の半額
	市民バス・タクシー利用料金助成	普通自動車免許を持たない方で、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者	市民バスや市内タクシーで利用できる「優待乗車券」を券面額の半額で対象者へ販売。年度内購入上限額は券面額で36,000円分まで。 運転免許証を自主返納した方には、申請により総額20,000円以内で優待乗車券(8,000円分以上)と温浴施設入浴券を無料交付。
	福祉タクシー利用料金助成	該当の身体障害者手帳所持者のうちストレッチャー等でなければ外出できない者(在宅)	福祉タクシー利用券(1枚500円)を交付。交付枚数は、リフト付タクシー利用者60枚、ストレッチャー付タクシー利用者120枚。
	自動車運転免許取得費助成	身体障害者手帳所持者	障害者の運転免許の取得に要する経費の一部助成(経費の2/3以内、限度額10万円)
	自動車改造費助成	身体障害者手帳所持者	免許の条件により、障害者の所有し運転する自動車を改造した場合の経費の助成(限度額10万円)
	移動補助用具購入補助	下肢、体幹機能障害2級以上の身体障害者または当該障害者と生計を一にしている者	購入又は改造に要する経費の2/3の額(上限40万円)
	重度障害者等介護手当	要件に該当する身体障害者手帳1・2級、療育手帳A所持者等を在宅で常時介護している者	介護者に月額5,000円(所得税非課税世帯には月額6,000円)
	人工透析患者通院費助成	人工透析通院者	交通費の半額
視覚障害者タクシー利用料金助成	在宅の身体障害者手帳視覚障害1・2級	500円利用券年間20枚(ただし年度途中の申請は、残り月数に応じた枚数。)市内タクシー業者のみ利用可。	
CATV使用料	身体障害者手帳(視覚・聴覚)	身体障害者手帳(視覚・聴覚)を所持し世帯主である場合、基本チャンネル使用料の半額	

実施主体	事業の内容	対象者	内容・金額など
奥出雲町	障がい福祉サービス事業所通所費用助成	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者で、奥出雲町に住民登録を有する者	課税状況に応じて ①課税：交通費(対象経費)の9/10 ②非課税：交通費(対象経費)の全額 通所サービスを利用する場合のみ対象(月5日以上利用する場合に限定)
	CATV受信料	身体障害者手帳1、2級、療育手帳A 精神障害者保健福祉手帳1級	世帯内の全ての方が住民税所得割非課税の場合減免
	自動車運転免許取得費助成	身体障害者手帳(1～4級)または療育手帳所持者	免許取得に要した費用の2/3を上限とする。ただし一人当たり10万円を限度
	自動車改造費助成	免許の条件により自動車を改造する必要がある身体障がい者	障がい者の所有し、運転する自動車を改造した場合に経費の一部を助成(1件当たり10万円を限度とし、1車両1回限り)
	外出支援サービス	身体障害者手帳1、2級等の下肢障がい等により、車いすでないと外出できない者又は重度の視覚障がい者	福祉車両による無料送迎、またはタクシー券を年に最大60,000円分給付
	通院交通費の助成	人工透析通院者	鉄道を利用して通院するときの通院実費の1/2の額。ただし、自家用車により通院する場合は、自宅又は自宅最寄り駅から医療機関までの近い方の距離に基本額を乗じた金額の1/2の助成。(基本額は町の規定による)
	通院医療費の助成	人工透析通院者	本人負担実費の3/4を助成
	配食サービス	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者	18歳以上65歳未満の調理が困難な障がい者であって同一世帯に調理ができる者がいない者や、同一世帯で障がい者が養育する18歳未満の児童に対して弁当を配達する。 利用料 住民税課税世帯 500円、住民税非課税世帯 400円
飯南町	町営バス運賃割引	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者	交通費の半額
	通院交通費の助成	人工透析通院者	バス運賃基準の1/2を助成
	通院医療の助成	人工透析通院者	透析治療にかかる医療費の自己負担額の1/2を助成
	社会福祉施設通所交通費助成	20才未満の社会福祉施設通所者	交通費の1/4を助成(上限7,000円/月)
川本町	町営バス運賃割引	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者	交通費の半額
	ストマ用装具助成	ストマをつけている者	ストマ用装具費の助成(上限12,000円)
	通院交通費の助成	人工透析通院者	通院交通費の1/4を助成
美郷町	町内路線バス運賃の助成	介護保険被保険者証、身体障害者手帳、療育手帳	割引券(200円で乗車) 年50枚
	ストマ用装具助成	身体障害者手帳所持者	ストマ用装具費全額助成(上限12,000円/月)
	通院費助成	身体障害者手帳所持者(人工透析患者のみ)	通院交通費全額助成(自家用車、バイク等の場合は1km20円*往復距離として算出。やむを得ずタクシーを利用する場合は、最寄りの駅・バス停等から公共交通機関を利用した場合の金額を算出)
邑南町	町営バス運賃割引	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者	運賃の半額
	通院交通費の助成	人工透析通院者	通院交通費全額(課税世帯は9割)助成
	ストマ用装具助成	身体障害者手帳所持者	ストマ用装具交付の本人負担額(課税世帯:基準額の1割)の助成
津和野町	通院交通費の助成	人工透析通院者	交通費の半額
	ストマ用装具助成	身体障害者手帳所持者	受託報酬基準額を上限として自己負担の1/2を助成
	タクシー利用券交付	身体障害者1種1・2級、2種1・2級肢体、体幹、視覚障害と療育A手帳所持者	500円利用券 年48枚交付

実施主体	事業の内容	対象者	内容・金額など
吉賀町	通院交通費の助成	人工透析通院者	通院交通費半額助成
	ストマ用装具助成	身体障害者手帳所持者	受託報酬基準額を上限として本人負担額の2分の1助成
	自動車改造費助成	身体障害者手帳所持者	免許の条件により、障害者の所有し運転する自動車を改造した場合の経費の助成(限度額10万円)
	自動車運転免許取得費補助金	身体障害者手帳所持者および療育手帳所持者	自動車運転免許取得に関する経費の2/3(上限10万円)
海士町	通院交通費・宿泊費の助成	人工透析通院者	交通費の半額、宿泊代2,500円/1泊
	海士町保健センター使用料割引	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者	風呂、プール等半額
	自動車運転免許取得費助成	身体障害者手帳(1~4級)所持者	自動車運転免許取得に関する経費の2/3(上限10万円)
	自動車改造費助成	身体障害者手帳(1~2級)所持者(肢体不自由に限る)	免許の条件により、障害者が所有し運転する自動車を改造した場合の経費の助成(限度額10万円)
西ノ島町	通院交通費・宿泊費の助成	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者	町外通院にかかる交通費・宿泊費の半額を助成
	町営バス運賃割引	身体障害者手帳、療育手帳所持者	町営バス利用運賃の1/2
	町営プール使用料割引	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者	所持者は半額免除。介護者は全額免除。
	町営住宅の優先入居	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者	入居選考の際の優遇
	自動車改造費助成	身体障害者手帳所持者	免許の条件により、自らが所有し運転する自動車を改造した場合の経費の全額を、10万円を限度に助成
	自動車運転免許取得費助成	身体障害者手帳所持者	運転免許の取得に要する経費の2/3以内で、10万円を限度として助成
知夫村	自動車改造費助成	身体障害者手帳所持者	免許の条件により、自らが所有し運転する自動車を改造した場合の経費の全額を、10万円を限度に助成
	村営バス運賃免除	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者	村営バス運賃の全額免除
	自動車運転免許取得費助成	身体障害者手帳所持者	運転免許の取得に要する経費の2/3以内で、10万円を限度として助成
隠岐の島町	町営バス運賃割引	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者	利用料の半額
	航送料助成	身体障害者手帳所持者(1~4級)、療育手帳所持者(A判定)	障がい者本人または介護者が隠岐航路において車両を運搬する場合の経費の2/3以内で、片道15,000円を限度に助成

(4) 県立施設の利用料減免

平成30年4月1日現在

所在地	施設名	実施内容	休業日	対象者
松江市	県立美術館	観覧料無料	毎週火曜日 年末年始(12/28～1/1)	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者(介助者は1人に対し1人まで全額免除)
松江市	県立八雲立つ風土記の丘 展示学習館	入館料無料	毎週火曜日(祝日の場合は翌日) 年末年始 特別展前後臨時休館	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者(介助者は1人に対し1人まで全額免除)
出雲市	県立古代出雲歴史博物館	観覧料無料	毎月第3火曜日(祝日の場合は翌日)	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者(介助者は1人に対し1人まで全額免除)
出雲市	花ふれあい公園 しまね花の郷	入園料 半額免除	3/1～11月末 無休 12/1～2月末 毎週火曜日(祝日の場合は翌平日) 年末年始(12/29～1/3)	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者(介助者は1人に対し1人まで全額免除)
出雲市	県立宍道湖自然館 ゴビウス	入館料 半額免除	毎週火曜日(祝日の場合は翌平日) 年末(12/28～12/31)	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者(介助者は1人に対し1人まで全額免除)
大田市	県立三瓶自然館 サヒメル	入場料 半額免除	毎週火曜日(祝日の場合は翌平日。夏休み期間は無休) 3月・6月・12月の第1日曜日から第1金曜日まで 10月1日(月)から10月5日(金)まで(5日間) 年末年始(12月25日～1月1日)	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者(介助者は1人に対し1人まで全額免除)
大田市	県立三瓶小豆原理没林公園	入園料 半額免除	年末年始(12月26日～1月1日) 12月第1日曜日から金曜日まで(5日間)	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者(介助者は1人に対し1人まで全額免除)
浜田市	しまね海洋館 アクアス	入館料 半額免除	毎週火曜日(祝日の場合は翌日。ゴールデンウィーク、夏休み・冬休み・春休み期間は無休)	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者(重度障がい者の介助者は、1人に対し1人まで全額免除)
益田市	県立石見美術館	観覧料無料	毎週火曜日(祝日の場合は翌平日) 年末年始	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者(介助者は1人に対し1人まで全額免除)
出雲市	県立青少年の家 サン・レイク	宿泊使用料 半額免除	毎週月曜日(6月～9月は無休)、祝日、年末年始(12/28～1/4)	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者(介助者は1人に対し1人まで全額免除)
江津市	県立少年自然の家	宿泊使用料 半額免除	毎週月曜日、祝日、年末年始(12/28～1/4)	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者(介助者は1人に対し1人まで全額免除)
松江市	県立水泳プール	使用料 半額免除	毎週月曜日(祝日の場合は翌日・7月～8月は無休) 年末年始(12/29～1/3)	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者(介助者は1人に対し1人まで全額免除)
浜田市	県立体育館	使用料半額免除	毎週月曜日(祝日の場合は翌日) 年末年始(12/29～1/3)	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者(介助者は1人に対し1人まで全額免除)
松江市	県立武道館	使用料 半額免除	毎週月曜日(祝日の場合は翌平日) 年末年始(12/29～1/3)	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者(介助者は1人に対し1人まで全額免除)

所在地	施設名	実施内容	定休日	対象者
浜田市	県立石見武道館	使用料 半額免除	毎週月曜日(祝日の場合は翌平日) 年末年始(12/29～1/3)	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者(介助者は1人に対し1人まで全額免除)
松江市	島根県立はつらつ体育館	使用料無料	毎週水曜日(祝日の場合翌平日)、祝日の翌日、年末年始(12/29～1/3)	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者又はその資格の対象に準ずる障がいのある者(介助者は1人に対し1人まで全額免除)
出雲市	県立浜山公園(体育館設備の一部・陸上競技場・補助競技場・テニスコート)	使用料 (個人利用) 半額免除	毎週月曜日(祝日の場合翌平日)(体育館のみ) 年末年始(12/29～1/3)(共通)	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者(介助者は1人に対し1人まで全額免除)
雲南市・奥出雲町	さくらおろち湖周辺スポーツ施設 (自転車競技施設・ボート競技施設)	使用料 半額免除	毎週月曜日(祝日の場合は翌平日)、年末年始(12/29～1/3)	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者(介助者は1人に対し1人まで全額免除)

(注) 入館(利用)時に手帳を提示してください。

(5) 福祉医療費助成制度

【対象者】

1. 65歳以上で3か月以上ねたきりの方(対象期間1年)
2. 身体障害者手帳1級または2級の方
3. 身体障害者手帳3級または4級で、知的障がいのある方
4. 療育手帳Aの方
5. ひとり親家庭の方(18歳未満または高校3学年修了までの児童を養育する配偶者のない者及び当該児童)
6. 精神障害者保健福祉手帳1級の方
7. 精神障害者保健福祉手帳2級で、身体障害者手帳3級または4級の方
8. 精神障害者保健福祉手帳2級で、知的障がいのある方

※対象となるには1～8のいずれも所得制限があります。

※3及び8の知的障がいは判定機関により判定します(概ねIQ50以下)。

※市町村の窓口で申請し、対象者として認定されると「福祉医療費医療証(資格証)」が交付されます。

【申請窓口】

市町村です。

詳しくは、お住まいの市町村の担当窓口へお問い合わせください。

【助成内容】

1. 病院、診療所(歯科を含む)では、自己負担は医療費の1割で、次の額が上限となります(1ヶ月・1医療機関あたり)。
 - 20歳未満障がい児・者 → 入院2,000円、入院外1,000円
 - 市町村民税非課税世帯に属する方 → 入院2,000円、入院外1,000円
 - 上記以外の方 → 入院20,000円、入院外6,000円

2. 薬局、柔道整復施術所、はり・きゅう及びあんま・マッサージ施術所、治療用装具製作所、訪問看護ステーションでは、自己負担はありません（医療保険適用後の自己負担の全額を助成）。

【ご利用上の留意点】

◇特定疾病療養、自立支援医療、肝炎治療など他制度の医療証をお持ちの方へ◇

福祉医療は、他制度を優先的に適用する制度です。

医療機関では、必ず、特定疾病療養受給者証、自立支援医療受給者証、肝炎治療受給者証等をご提示下さい。

なお、これらの他制度を利用したうえでも、福祉医療の上限額の方が低い場合には、福祉医療の助成も受けられます。

6. 手帳所持を条件としないサービス(交通費助成等)

平成30年4月1日現在

市町村名	対 象 者	サ ー ビ ス の 内 容
松江市	自立支援医療(精神通院)対象者	①病院・診療所等の自己負担月額のうち、千円を超える額を助成 ②薬局の自己負担額の全額を助成
	18歳未満(高校3年生以下、就労していても対象)で身体障害者手帳の対象とならない軽度・中度の難聴児(両耳の聴力30dB以上70dB未満)	難聴児の補聴器購入費助成:補聴器の種類ごとに定められた基準額の約2/3を助成(千円未満切捨て)(購入前申請必要)
浜田市	自立支援医療(精神通院)対象者	非課税の方を対象に、通院医療費の自己負担額を半額助成
	18歳未満で身体障害者手帳の対象とならない軽度・中度難聴児(両耳の聴力30dB以上70dB未満)	難聴児の補聴器購入費助成:補聴器の購入費か、種類ごとの基準額のいずれか低い額の2/3の額(千円未満切捨て)を助成(購入前申請必要)
出雲市	自立支援医療(精神通院)対象者	自己負担する医療費の半額を助成
	自立支援医療(育成医療)対象者	入院2,000円、通院1,000円を超える自己負担分を助成
	車椅子でなければ外出できない者(在宅)	障がい者福祉タクシー利用券(500円・年間72枚) 住民税非課税要件有 ①対象者が18才以上の場合:交付対象者とその配偶者 ②対象者が18才未満の場合:世帯全員
	ストレッチャーでなければ外出できない者(在宅)	障がい者福祉タクシー利用券(500円・年間144枚) 住民税非課税要件有 ①対象者が18才以上の場合:交付対象者とその配偶者 ②対象者が18才未満の場合:世帯全員
	人工透析で通院する患者	自宅から通院医療機関への距離が片道5km以上(医療機関の送迎等は除く)の方が対象 助成額/通院1回あたり ▪5km~10km 250円 ▪10km~15km 500円 以降、5kmごとに250円加算(上限1,500円)
益田市	自立支援医療(精神通院医療)対象者であり、その所得区分が非課税世帯の者	自己負担上限額の半額(1,250円又は2,500円)を超える額を助成
	益田・美都地域に住所がある特別障害者手当受給者	福祉タクシー利用券(1枚500円)を年間12枚交付
	匹見地域に住所がある70歳以上の者、歩行が困難と市長が認めた者	対象区間ごとに自己負担が定められた福祉タクシー利用券を年間48枚交付(但し自己負担が350円未満の場合は350円、1200円を超える場合は1200円の負担あり)
大田市	自立支援医療(精神通院)対象者	通院医療費の自己負担額の半額助成
安来市	自立支援医療(精神通院)対象者	精神医療費 非課税の方を対象に、自己負担する医療費の半額を助成
	18歳未満(高校3年生以下、就労していても対象)で身体障害者手帳の対象とならない軽度・中度の難聴児(両耳の聴力30dB以上70dB未満)で、医師が必要を認める者	補聴器の種類ごとに定められた基準額の約2/3を助成(千円未満切捨て)(購入前申請必要)
江津市	自立支援医療(精神通院)対象者	非課税の方を対象に通院医療費の自己負担額の半額助成
	18歳未満で身体障害者手帳の対象とならない軽度・中度の難聴児	難聴児の補聴器購入費助成:補聴器購入費の9割 ※ただし基準額あり(差額は自己負担、購入前申請必要)
雲南市	自立支援医療(精神通院)対象者	医療費:自己負担額の3/4助成 交通費:交通費の半額(上限5,000円/月)
	自立支援医療(育成医療)対象者	医療費の自己負担額の1/2助成
奥出雲町	自立支援医療(精神通院)対象者	交通費:町外の指定医療機関に鉄道を利用して通院するときの通院実費の半額助成。ただし、自家用車により通院する場合は、自宅又は自宅最寄り駅から医療機関までの近い方の距離に基本額を乗じた金額の1/2を助成。(基本額は町の規定による) 医療費:自己負担額の3/4助成
	障害福祉サービス受給者証所持者	課税状況に応じて ①課税:交通費(対象経費)の9/10 ②非課税:交通費(対象経費)の全額 通所サービスを利用する場合のみ対象(月5日以上利用する場合に限定)
	自立支援医療(精神通院)対象者、特定疾患医療受給者証所持者	18歳以上65歳未満の調理が困難な障がい者であって同一世帯に調理ができる者がいない者や、同一世帯で障がい者が養育する18歳未満の児童に対して弁当を配達する。 利用料 住民税課税世帯 500円、住民税非課税世帯 400円
	18歳未満(高校3年生以下、就労していても対象)で身体障害者手帳の対象とならない軽度・中度の難聴児(両耳の聴力30dB以上70dB未満)	難聴児の補聴器購入費助成:補聴器の種類ごとに定められた基準額の約2/3を助成(千円未満切り捨て)(購入前申請必要)

市町村名	対 象 者	サ ー ビ ス の 内 容
飯南町	障がい福祉サービス利用者	交通費半額助成(町営バス運賃割引)
	自立支援医療制度対象者(精神通院公費)	通院交通費半額助成
	自立支援医療制度対象者(精神通院公費)	通院医療費の自己負担額の3/4を助成
川本町	自立支援医療(精神通院)対象者	通院交通費の1/2助成(月2回まで。上限1万円/月)
	自立支援医療(精神通院)対象者	通院医療費 1医療機関につき、自己負担が1,000円を上回る場合に差額を助成
美郷町	一般就労を目的とした就労支援を受けるために事業所へ通所する障害者(身体、知的、精神)	交通費全額助成(自家用車、バイク等の場合は1km20円*往復距離として算出。)
	地域活動支援センター通所者(継続的利用者)	交通費全額助成(自家用車、バイク等の場合は1km20円*往復距離として算出。)
	自立支援医療(精神通院)を受給する者	通院交通費助成(往復月2回まで、自家用車の場合は1km20円*往復距離として算出。やむを得ずタクシーを利用する場合は、最寄りの駅・バス停等から公共交通機関を利用した場合の金額を算出)
邑南町	自立支援医療(精神通院)対象者	町営バス運賃の半額助成
	就労支援施設等通所者	通所交通費助成 上限10千円(課税世帯は5千円)
	自立支援医療(精神通院)対象者	通院医療費 半額助成 通院交通費 全額助成(月4回を上限、課税世帯は半額)
津和野町	自立支援医療(精神通院)対象者	通院医療費 精神通院医療について自己負担額を全額助成 通院交通費 半額助成(上限5千円/月)
	町営バス乗車料助成	町内医療機関受診の際の町営バス復路乗車券を医療機関で配布
	障がい者施設通所者	町営バスを利用して障害者施設に通所する場合、通所1日につき町営バス往復分運賃相当額を助成。
吉賀町	精神障害者通院患者	通院交通費半額助成(上限5千円/月) 通院医療費の自己負担額
	デイサービス施設(障害児)通所者	通院公共交通費半額助成
海士町	隠岐養護学校通学者	交通費の半額助成
	共同作業所通所者	交通費の半額助成
西ノ島町	自立支援医療(精神通院)受給者証所持者・通所サービス利用者	町営バス利用運賃の1/2
	中学生以下の児童、不妊治療を受ける方、必要な付添者	町外通院にかかる交通費・宿泊費の半額を助成
	中学生以下の児童	医療費の自己負担額を全額助成
知夫村	通院医療費公費負担患者	通院交通費 本人 8,000円/1回 付添い 4,000円/1回
		通院医療費 月額自己負担上限額の1/2を償還払い
隠岐の島町	人工透析で通院する患者	通院費助成 3万円/年
	自立支援医療(精神通院)を受給する者	通院医療費助成 自己負担額の50/100以内
	18歳未満で身体障害者手帳の対象とならない軽度・中度の難聴児	難聴児の補聴器購入費助成:補聴器の種類ごとに定められた基準額の約2/3を助成(千円未満切り捨て)(購入前申請必要)

7. 精神科病院及び精神科標榜病院・診療所一覧

(1) 精神科病院（精神病床を有する病院）

平成30年5月1日現在

圏域	医療機関名	〒	所在地	電話番号
松江	医療法人青葉会松江青葉病院	690-0015	松江市上乃木五丁目1-8	0852-21-3565
	医療法人仁風会八雲病院	690-0033	松江市大庭町1460-3	0852-23-3456
	松江赤十字病院	690-8506	松江市母衣町200	0852-24-2111
	松江市立病院	690-8509	松江市乃白町32-1	0852-60-8000
	医療法人同仁会こなんホスピタル	699-0402	松江市宍道町白石129-1	0852-66-0712
	社会医療法人昌林会安来第一病院	692-0011	安来市安来町899-1	0854-22-3411
雲南	医療法人コスモ会奥出雲コスモ病院	699-1311	雲南市木次町里方1275-2	0854-42-3950
出雲	医療法人同仁会海星病院	693-0011	出雲市大津町3656-1	0853-21-3521
	島根県立こころの医療センター	693-0032	出雲市下古志町1574-4	0853-30-0556
	国立大学法人島根大学医学部附属病院	693-8501	出雲市塩冶町89-1	0853-23-2111
	島根県立中央病院	693-8555	出雲市姫原四丁目1-1	0853-22-5111
大田	医療法人恵和会石東病院	694-0064	大田市大田町大田イ860-3	0854-82-1035
浜田	社会医療法人清和会西川病院	697-0052	浜田市港町293-2	0855-22-2390
益田	社会医療法人正光会松ヶ丘病院	698-0041	益田市高津四丁目24-10	0856-22-8711
隠岐	隠岐広域連合立隠岐病院	685-0016	隠岐郡隠岐の島町城北町355	08512-2-1356

(2) 精神科病院以外の精神科を標榜する病院又は診療所

平成30年5月1日現在

圏域	医療機関名	〒	所在地	電話番号
松江	心身一如医食同源心療内科漢方松江駅前クリニック	690-0001	松江市東朝日町136-2	0852-28-3131
	ビタミン・ミネラル自然治癒力活性全人介護医療・心療内科漢方松江駅前クリニック	690-0001	松江市東朝日町136-2	0852-28-3131
	漢方女性クリニック・mio	690-0003	松江市朝日町498松江センタービル2階	0852-28-0211
	飯島クリニック	690-0007	松江市御手船場町568太田ビル3F	0852-23-1007
	島根県立心と体の相談センター	690-0011	松江市東津田町1741-3	0852-32-5905
	レディースメンタルクリニック一粒の麦	690-0017	松江市西津田三丁目13-21	0852-67-3100
	ふれあい診療所（松江生協病院）	690-0017	松江市西津田七丁目14-21	0852-23-1111
	とみさわクリニック	690-0025	松江市八幡町266-5	0852-67-1927
	やましろクリニック	690-0031	松江市山代町1001	0852-27-9696
	釜瀬クリニック	690-0052	松江市堅町81	0852-22-1266
	こころの診療所細田クリニック	690-0058	松江市田和山町112	0852-24-3200
	医療法人社団正心会松北診療所	690-0822	松江市下東川津町251-1	0852-27-1000
	心身一如医食同源心療漢方内科日本ホリスティッククリニック	690-0825	松江市学園1-7-30	0852-28-3111
	心療内科漢方内科全人統合医療日本ホリスティッククリニックインターナショナルディビジョン	690-0825	松江市学園1-7-30	0852-31-1301
	心療内科漢方松江クリニック	690-0825	松江市学園1-7-35アパルトマンのつ306	0852-27-1311
	メディカルカウンセリングセンタークリニック大竹	690-0826	松江市学園南二丁目12-5 HOYOパークサイドビル1階	0852-31-7100
	小松クリニック	690-0876	松江市黒田町30-4	0852-59-5218
	さんメンタルクリニック	690-0884	松江市南田町95-17あさひビル3階	0852-20-2807
	杉原クリニック	692-0022	安来市南十神町19-9	0854-22-1222

圏域	医療機関名	〒	所在地	電話番号
雲南	雲南市立病院	699-1221	雲南市大東町飯田96-1	0854-47-7500
	自然治癒力活性全人介護医療心療漢方内科 横田スサノオクリニック	699-1832	仁多郡奥出雲町横田1009-6	0852-31-1301
	永生クリニック	699-1832	仁多郡奥出雲町横田1063-1	0854-52-0250
	飯南町立飯南病院	690-3207	飯石郡飯南町頓原2060	0854-72-0221
出雲	さとうクリニック	691-0001	出雲市平田町989-1	0853-62-4311
	さつきクリニック	691-0001	出雲市平田町2944-20	0853-63-5601
	出雲市立総合医療センター	691-0003	出雲市灘分町613	0853-63-5111
	医療法人同仁会あさひクリニック	693-0021	出雲市塩治町950-2	0853-20-1058
	竹内クリニック	693-0021	出雲市塩治町1466-1	0853-23-8686
	日本ホリスティッククリニック佐々木医院	693-0028	出雲市塩治善行町14-1	0853-25-1311
	医療法人エスポアール出雲クリニック	693-0051	出雲市小山町361-2	0853-21-9779
	まつぎクリニック	693-0068	出雲市姫原4-10-2	0853-31-7700
大田	大田市立病院	694-0063	大田市大田町吉永1428-3	0854-82-0330
	邑智郡公立病院組合公立邑智病院	696-0193	邑智郡邑南町中野3848-2	0855-95-2111
浜田	心療内科田中クリニック	697-0023	浜田市長次町3156	0855-24-1650
	社会医療法人清和会こころクリニックせいわ	697-0026	浜田市田町52-7	0855-28-7350
	小池医院	697-1322	浜田市日脚町425	0855-27-1020
	島根県済生会江津総合病院	695-8505	江津市江津町1016-37	0855-54-0101
益田	さくらクリニック益田	698-0003	益田市乙吉町イ102-1	0856-23-0021
	おちハートクリニック	698-0041	益田市高津八丁目5-2	0856-23-1588
隠岐	海士町国民健康保険海士診療所	684-0403	隠岐郡海士町海士1466	08514-2-0200
	隠岐広域連合立隠岐島前病院	684-0303	隠岐郡西ノ島町大字美田2071-1	08514-7-8211
	国民健康保険知夫村診療所	684-0100	隠岐郡知夫村1106-3	08514-8-2011

(3) 認知症治療病棟設置病院

平成30年5月1日現在

医療機関名	〒	所在地	電話番号
医療法人仁風会八雲病院	690-0033	松江市大庭町1460-3	0852-23-3456
医療法人同仁会こなんホスピタル	699-0402	松江市宍道町白石129-1	0852-66-0712
社会医療法人昌林会安来第一病院	692-0011	安来市安来町899-1	0854-22-3411
社会医療法人清和会西川病院	697-0052	浜田市港町293-2	0855-22-2390
社会医療法人正光会松ヶ丘病院	698-0041	益田市高津四丁目24-10	0856-22-8711

8. 精神保健福祉デイ・ケア、グループ一覧

平成30年4月1日現在

(1) 精神保健福祉デイ・ケア

精神障がい者等に対して行う通院医療の一形態。医療チームが昼間の一定時間に集団精神療法や作業指導、レクリエーション活動等を行う。診療報酬が適用される。

①精神科デイ・ケア

圏域	名 称	開 催 日	連 絡 先	電話番号
松江	松江市立病院精神科デイケア	毎週火・水・木曜日	〒690-8509 松江市乃白町32-1 松江市立病院精神神経科外来	0852-60-8000 (代表)
	八雲病院精神科デイケア たんぼぼ	毎週月曜日～金曜日	〒690-0033 松江市大庭町1460-3 八雲病院精神科デイケアたんぼぼ	0852-23-3456
	安来第一病院デイケア ドリーム	毎週月曜日～土曜日	〒692-0011 安来市安来町899-1 安来第一病院外来 (デイケアセンター)	0854-22-3411
	こなんホスピタル精神科デイケアふれんず	毎週月曜日～金曜日	〒699-0402 松江市宍道町白石129-1 こなんホスピタル精神科デイケアふれんず	0852-66-0712
	松江青葉病院 デイケアあおぼ	毎週月曜日～金曜日	〒690-0015 松江市上乃木五丁目1番8号 松江青葉病院 デイケアあおぼ	0852-21-3565
	釜瀬クリニック精神科デイケア 子どもデイケア	毎週月・火・水・金・土曜日	〒690-0052 松江市堅町81 釜瀬クリニック	0852-22-1266
	小松クリニックデイケア ANDANTE	毎週月・火・木・金・土曜日 (金の午前中は女性のみ)	〒690-0876 松江市黒田町30-4 小松クリニック	0852-59-5218
出雲	県立こころの医療センターデイケア	毎週月曜日～金曜日	〒693-0032 出雲市下古志町1574-4	0853-30-0556 (代表)
	あさひクリニックデイケアひだまり	毎週月曜日～土曜日	〒693-0021 出雲市塩治町950-2 あさひクリニック	0853-20-1060
	エスポアール出雲クリニック デイケア ピノキオ	毎週月曜日～金曜日	〒693-0051 出雲市小山町361-2 エスポアール出雲クリニック	0853-25-3948
大田	石東病院 精神科デイケア はばたき	毎週月曜日～金曜日	〒694-0064 大田市大田町大田イ860-3 石東病院精神科デイケア はばたき	0854-82-7439
浜田	西川病院精神科デイケア 来夢	毎週月曜日～金曜日	〒697-0052 浜田市港町293-2 西川病院精神科デイケアセンター	0855-22-5272
	心療内科田中クリニック エアリーハウス	毎週月・火・木・金	〒697-0023 浜田市長浜町3169-1 心療内科田中クリニック	0855-22-4970
益田	松ヶ丘病院デイケア にじいろ	毎週月曜日～金曜日	〒698-0041 益田市高津町四丁目24-10 松ヶ丘病院	0856-22-8711

②重度認知症患者デイ・ケア

名 称	開催日	連 絡 先	電話番号
八雲病院デイケアやくも	毎週月曜日～金曜日	〒690-0033 松江市大庭町1460-3 八雲病院デイケアやくも	0852-23-3456 (呼出)
エスポアール出雲クリニック 小山のおうち	毎週月曜日～土曜日	〒693-0051 出雲市小山町361-2 エスポアール出雲クリニック	0853-21-9779
西川病院デイケア “ゆうゆう”	毎週月曜日～土曜日	〒697-0052 浜田市港町293-2 西川病院デイケア “ゆうゆう”	0855-22-3033
松ヶ丘病院デイケア にじいろ	毎週月曜日～金曜日	〒698-0041 益田市高津町四丁目24-10 松ヶ丘病院	0856-22-8711

③高次脳機能障がいデイ・ケア

名 称	開催日	連 絡 先	電話番号
松江青葉病院 デイケアあおぼ	毎週月曜日～金曜日	〒690-0015 松江市上乃木五丁目1番8号 松江青葉病院 デイケアあおぼ	0852-21-3565
エスポアール出雲クリニック デイケア きらり	毎週月曜日～金曜日	〒693-0051 出雲市小山町361-2 エスポアール出雲クリニック デイケア きらり	0853-25-3949
松ヶ丘病院デイケア にじいろ	毎週月曜日～金曜日	〒698-0041 益田市高津町四丁目24-10 松ヶ丘病院	0856-22-8711

(2) 行政機関が開催するグループ活動

①市町村によるグループ

地域で暮らす精神障がい者の社会参加の促進や仲間との交流を図るために市町村で行われるレクリエーション活動や創作活動等の事業。

圏域	名 称	開 催 日	連 絡 先	電話番号
松江	松江市鹿島つばき会	年 6 回	〒690-0401 松江市鹿島町佐陀本郷640-1 松江市役所鹿島支所 市民生活課	0852-55-5706
	松江市東出雲町デイケア	年 6 回	〒699-0192 松江市東出雲町揖屋1142 松江市役所東出雲支所 市民生活課	0852-55-5844
益田	津和野町紅くじゃくの会	毎月 1 回	〒699-5605 鹿足郡津和野町後田口64-6 津和野町役場 健康福祉課	0856-72-0657
	はじめの会	毎月 1 回	〒699-5513 鹿足郡吉賀町六日市576-3 地域活動支援センター よしかの里	0856-77-1681
隠岐	海士町デイケアさくら会	毎月第2・4火曜日	〒684-0403 隠岐郡海士町大字海士1490 海士町役場 健康福祉課	08514-2-1822
	西ノ島町デイケアつばき会	年 6 回	〒684-0211 隠岐郡西ノ島町浦郷534 西ノ島町役場 健康福祉課	08514-6-0104
	知夫村デイケア笑庵	年 2 回	〒684-0102 隠岐郡知夫村1065 知夫村役場 村民福祉課	08514-8-2211
	隠岐の島町デイケア若葉会	毎月 1 回	〒685-0021 隠岐郡隠岐の島町岬町四309-1 地域活動支援センター 太陽	08512-2-5699

②小集団グループ活動

主としてひきこもりの悩みを抱える者が、安心して定期的に通うことができる場を提供し、集団活動を通じて自信の回復と社会適応の促進を図ることを目的としたグループ。

名 称	開 催 日	連 絡 先	電話番号
小集団グループ活動（クローバー）	毎週木曜日	〒690-0011 松江市東津田町1741-3 島根県立心と体の相談センター 相談判定課	0852-21-2885

9. 精神家族会一覧

平成30年3月31日現在

家族会名	郵便番号	所在地
松江市立病院光雲会	690-8509	松江市乃白町32-1 松江市立病院精神科
松江赤十字病院家族会	690-8506	松江市母衣町200 松江赤十字病院精神科
特定非営利活動法人八雲会	690-0033	松江市大庭町下の原761-1
NPO法人松江さくら会	690-0047	松江市嫁島町4-29
特定非営利活動法人松江あけぼの会	690-0823	松江市西川津町2652-13
島根町かもめ会	690-0401	松江市島根町加賀1175-1
東出雲精神障がい者家族会すみれ会	699-0192	松江市東出雲町掛屋1142
宍道碧雲会	699-0405	松江市宍道町上来待213-1
コスモス会	690-1406	松江市八束町二子926-5
虹の元会	690-0064	松江市天神町93 まるべりー松江内
安来第一病院家族会	692-0011	安来市安来町899-1 安来第一病院医療相談室
奥出雲町精神障害者家族会	699-1511	仁多郡奥出雲町三成358-1 奥出雲町役場健康福祉課
雲南市精神障がい者家族会	699-1392	雲南市木次町里方521-1 雲南市役所長寿障がい福祉課
飯南町家族会やまゆりの会	690-3207	飯石郡飯南町頓原2064 保健福祉センター
家族会海星会	693-0011	出雲市大津町3656-1 海星病院医療相談課
島根県立こころの医療センター家族会 こころの会	693-0032	出雲市下古志町1574-4 島根県立こころの医療センター
斐川町心の健康を守る会	699-0505	出雲市斐川町莊原町1655
ひらた・さつき家族会	691-0003	出雲市灘分町532-1 フィリア内
大社町希望の会	699-0701	出雲市大社町杵築東579 大社町障害者共同作業所なかよし
大田地域家族会親和会	694-0064	大田市大田町大田口810-30
川本町家族会	696-8501	邑智郡川本町川本271-3 川本町役場健康福祉課
邑南町家族会	696-0222	邑智郡邑南町下田所334 ハートフルみずほ内

家族会名	郵便番号	所在地
西川病院家族会いわみ会	697-0052	浜田市港町293-2 西川病院医療相談室
松ヶ丘病院家族会「連理会」	698-0041	益田市高津4丁目24番10号 松ヶ丘病院内
益田地域家族会	698-0036	益田市須子町57-1
島後地区家族会	685-0021	隠岐郡隠岐の島町岬町中の津四309番地1
西ノ島町家族会	684-0302	隠岐郡西ノ島町別府205-8 福)シオンの園ございな内
美郷町心の健康を守る会	699-4692	邑智郡美郷町粕淵373-1
知夫村家族会	684-0102	隠岐郡知夫村1065 知夫村役場内
美保関町ひまわり会	690-1312	松江市美保関町森山535-14
きょうだい・しまい「林泉の会」	693-0031	出雲市古志町311
アクティブ工房家族の会	697-0052	浜田市港町284-8
海士町家族会	684-0403	隠岐郡海士町海士1470-1
出雲地域精神障がい者家族会	693-0014	出雲市武志町693-1
吉賀町希望の会	699-5513	鹿足郡吉賀町六日市750 吉賀町役場保健福祉課
スペランツァ	690-0046	松江市乃木福富町692-22

・上記は、島根県精神保健福祉会連合会の会員である家族会です。

平成10年3月に「島根県精神保健福祉会連合会」が法人化(社団法人)された。

平成26年4月に一般社団法人となった。

家族会名	会員数	郵便番号	所在地	電話番号&FAX
島根県精神保健福祉会連合会	36団体 会員320名	690-0011	松江市東津田町1741-3 いきいきプラザ島根2階内	0852-32-5927

10.精神保健ボランティア組織一覧

平成30年6月現在、県内に精神保健ボランティアグループは8組織結成されている。

組織名	郵便番号	事務局住所	電話番号
松江ほほえみの会	699-1105	雲南市加茂町宇治357 宇治団地B-102	080-5612-1570
出雲ほほえみの会	699-0555	出雲市斐川町坂田1581	0853-63-0650 (FAX兼用)
うさぎの会	694-0053	大田市鳥井町鳥越984-2	0854-84-5353
のぞみの会	699-3213	浜田市三隅町河内981	0855-32-0046 (FAX兼用)
七色の会	696-0314	邑智郡邑南町岩屋482	0855-83-1382 (FAX兼用)
さくらんぼの会	685-0011	隠岐郡隠岐の島町栄町1073	08512-2-3105 (FAX兼用)
こもれび	698-0041	益田市高津四丁目9-13	0856-22-7795 (FAX兼用)
つくしの会		事務局未定	

・上記は、組織結成の順番です。

平成16年9月に「島根県精神保健ボランティア連絡協議会」が設立された。

組織名	郵便番号	事務局住所	電話番号
島根県精神保健ボランティア連絡協議会	699-0555	出雲市斐川町坂田1581	0853-63-0650 (FAX兼用)

11. 精神当事者会一覧

平成30年4月1日現在

クラブ名	郵便番号	住 所	電話番号
つばみ会 (休会中)	690-0045	松江市乃白町 32-1 松江市立病院 精神科外来	0852-60-8000
かやの実会	690-0886	松江市母衣町 200 松江赤十字病院 精神神経科外来	0852-24-2111
杉の実会	692-0011	安来市安来町 927-2 安来地域活動支援センター ステップ	0854-23-0357
四季の会	690-0888	松江市北堀 48 アクティヴきたほり	0852-26-2222
サークル雲南	690-2405	雲南市三刀屋町古城 45-6 地域活動支援センター パレット	0854-45-0020
出雲人の会	699-0552	出雲市斐川町中洲 391-2 コボグリーンライフ 12 号 畑 貴純 様方	0853-72-0497
三瓶友の会	694-0041	大田市長久町長久ロ 267-6 地域活動支援センター のほほん内	0854-82-3077
ふたば会	697-0052	浜田市港町 285-1 地域活動支援センター オアシス	0855-28-7311
たんぼぼ倶楽部	695-0011	江津市江津町 49 梅田 繁 様方	0855-52-5893
吉賀町希望の会	699-5513	鹿足郡吉賀町六日市 750 吉賀町役場保健福祉課	0856-77-1165
とらい	699-5132	益田市横田町 2087-1 益田市障害者福祉センター あゆみの里	0856-31-5100

平成18年5月27日に「島根県精神当事者連絡会」が設立された。

組 織 名	郵便番号	住 所	ホームページ
島根県 精神当事者連絡会	694-0041	大田市長久町長久イ 453-10 コーポ亀の子II102号	http://shimane-mind.sakura.ne.jp/

業務概要平成 30 年度版（平成 29 年度実績）

発行 島根県立心と体の相談センター

〒690-0011 島根県松江市東津田町 1741 番地 3

いきいきプラザ島根（2 階）

TEL 0852-32-5905

FAX 0852-32-5924

<https://www.pref.shimane.lg.jp/kokoro/>

発行年月 平成 31 年 月

◎この印刷物は、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）に基づく基本方針の判断基準を満たす紙を使用しています。

◎リサイクル適性の表示

この印刷物は、Aランクの資材のみを使用しており、印刷用の紙にリサイクルできます。